

2 三重県情報公開条例の解釈及び運用

第1条（目的）

（目的）

第1条 この条例は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって三重県（以下「県」という。）の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする。

〔趣 旨〕

本条は、この条例の制定目的を明らかにしたものであり、条例の解釈及び運用の指針となるものである。

〔解釈及び運用〕

1 知る権利

「知る権利」については、いまだ確定した概念には至っていないものの、これが情報公開に対する関心を高め、その制度化を推進する上で、一定の役割を果たしてきたことは高く評価されるべきであることから、情報公開を象徴する文言の一つとして、目的に明記されたものである。

一方、「公文書の開示を請求する権利」とあるのは、県（実施機関）が保有する公文書の開示を請求する権利を設定するものである。そして、条例で定める要件を満たした開示請求に対しては、実施機関は、当該公文書の閲覧、視聴又は写しの交付等に応じなければならないという条例上の義務を負うものである。

2 説明責任

「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」とは、県民に対し、公文書を公開すること等により県がその諸活動の状況を説明することを県の責務として条例上位置付けるとともに、情報公開制度は、このような責務を全うするための重要な制度であることを明らかにしたものである。

そもそも、県政は県民の信託に基づくものであり、県政を推進していく過程で作成され、又は取得された情報を主権者である県民に明らかにしていかなければならないのは当然のことである。この観点から政策（意思）形成過程における情報の積極的な公開が求められるのである。

3 県民による参加

「県民による参加の下」とは、情報公開制度を通じて県の保有する情報が県民に公開されることは、県民がこれを吟味した上で、適正な意見を形成することに寄与するものであり、このことが県民の県政への参加に資することとなることを明らかにしたものである。

4 協働

情報公開の目的には、住民による行政の「監視」という一面もあるが、県民が県政に参加し、県民と行政とが共に協力し合っってより良い県政を築き上げていくという理念を確立する文言として、「協働」が明記されたものである。

第2条第1項（実施機関の定義）

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

〔趣 旨〕

本条1項は、情報公開制度を実施する機関について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 実施機関

「実施機関」とは、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、警察法、地方公務員法、労働組合法、土地収用法、漁業法及び地方公営企業法により独立して事務を管理執行する権限を有する県の機関並びに県が設立した地方独立行政法人をいい、各実施機関の組織条例、規則等により定められている本庁各課等及び地域機関等の全体を含む。

(1) 県とは別個の法人格を有する団体、例えば、地方公務員共済組合、(財)三重県職員互助会、地方公務員災害補償基金の支部、土地開発公社等は、実施機関には含まれない。

なお、県出資法人等、指定管理者の情報公開については、31条、32条を参照。

(2) 地方独立行政法人は、県とは別個の法人格を有する団体であるが、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定に基づき、公共性の見地から地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施するために、地方公共団体が別の法人格を与えて設立する団体であり、県の設立した地方独立行政法人については、県政に関する情報と同様に、その事業に関する情報の公開を推進するため、本条例の実施機関としたものである。

2 警察本部長を公安委員会から独立した実施機関とした理由

警察本部長を公安委員会から独立した実施機関としたのは、次の理由による。

実施機関を規定する上では、行政組織としての独立性、文書管理権限等を考慮する必要があるが、

- ・ 県警察と公安委員会は、それぞれ運営機関と管理機関として組織法上の独立性を有すること
- ・ 警察本部長は個別案件につき、公安委員会から独立した指揮監督権限を有すること
- ・ 警察本部長は、公安委員会にはない警察職員の任命権を有すること

など、県警察は組織的にも権限的にも公安委員会から相当程度独立した行政機関であることから、本県の警察機関全体を実施機関とするためには、公安委員会のほか警察本部長も実施機関とする必要がある。

3 各実施機関内部における公文書の開示に関する事務の分掌

各実施機関内部における公文書の開示に関する事務の分掌は、それぞれの実施機関の行政組織規則、事務決裁規程等の定めるところによる。

第2条第2項（公文書の定義）

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 三重県立図書館その他実施機関が別に定める機関において管理され、かつ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公にされ又は公にされることが予定されているもの

〔趣 旨〕

- 1 本条2項は、条例の対象となる「公文書」の範囲を定めたものである。
- 2 条例の目的からすると、県の諸活動を説明するために必要十分な範囲で、開示請求の対象となる文書を明確に定める必要がある。この見地からは、決裁・供覧等の手続的要件で対象文書の範囲を画することは、必ずしも適切ではない。他方、組織としての業務上の必要性に基づき保有しているとは言えないものまで含めることは、条例の目的との関係では不可欠なものではなく、条例の的確な運用に困難が生じたり、適正な事務処理を進める上での妨げとなるおそれもある。このため、2項では、開示請求の範囲を実質要件により画することとし、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」としている。

〔解釈及び運用〕

1 公文書

開示請求の対象は、「公文書」とし、「情報」とはしていない。すなわち、「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」という情報が一定の媒体に記録されたものを対象としている。これは、対象を「情報」とした場合には、その範囲を確定するのが困難となる等の問題が想定されることによる。そこで、開示請求の対象を、情報が一定の媒体に記録されたものとし、これらの「公文書」については、28条により、適正な管理を行い、開示請求の対象範囲の明確化にも資することとしている。したがって、「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」という媒体に記録されていない情報は対象外となる。

2 実施機関の職員

「実施機関の職員」とは、知事、議会の議員、行政委員会の委員、監査委員、警察本部長、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人の役員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいい、附属機関の委員を含むものである。

3 職務上作成・取得

「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得したことをいう。

「職務上」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。

なお、「職務」には、自治事務だけでなく、法定受託事務も含まれる。また、地方自治法180条の2又は180条の7の規定により実施機関若しくは実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務も含まれる。

ただし、実施機関の職員が、地方公務員等共済組合法18条1項の規定により従事している地方公務員共済組合の事務、地方公務員災害補償法13条1項の規定により従事している地方公務員災害補償基金の事務、三重県警察職員の共済制度に関する条例5条の規定により従事している三重県警察職員互助会の事務等は含まれない。

4 文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録

「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」とは、公文書の範囲を情報の記録媒体の面から定めたものであり、具体的には次のとおりである。

- (1) 文書 起案文書、供覧文書、台帳、電算出力帳票等をいう。
- (2) 図画 地図、図面、設計図、ポスター等をいう。
- (3) 写真 印画紙に焼き付けたものをいう。
- (4) フィルム ネガフィルム、映画フィルム、スライド、マイクロフィルム等をいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいい、その内容の確認に専用の機器を使用する磁気テープ、CD、USBメモリ、MO、DVD等の媒体に情報が記録されたものをいう。

5 組織的共用

実施機関の職員が「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして利用又は保存されている状態にあるものを意味する。

「職務上作成し、又は取得し」「組織的に用いるもの」となる時点は、作成したものについては「組織的な検討に付された時点以後のもの」、取得したものについては「受領した時点以後のもの」をいう。

具体的には、作成したものについては、職員の個人的検討の段階を離れ、班長（地域機関においては「課長」）以上の職（それに相当するものと所属長が認める職を含む。）にある者を含めた内部検討に付された時点が一つの目安となり、決裁の手続きが終了していることを要しない。しかし、これに限定されるものではなく、実際に内部検討に付されていなかったとしても、例えば、職員個人が作成した文書（電子ファイル）が所属内部の共有棚や共有フォルダに保管され所属職員が探索可能な状態にある場合や、職員個人が作成した文書で組織の責任において外部に配布された場合などには、組織共用性が認められる余地もある。また、取得したものについては、受領した時点以後のものをいい、收受印の押印の有無を問うものではない。

したがって、職員が個人的に作成し、又は取得した調査メモ、説明資料等（職務関連文書）であっても、起案文書に添付された場合には、当然対象公文書となるが、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらない。また、電話やメモ等に代わる手段として用いた電子メール及び職員宛の私信並びに実施機関が単に預かって保管中のものなどは「組織的に用いるもの」には該当しない。

6 保有

「当該実施機関が保有しているもの」とは、実施機関が当該文書を現実に支配、管理していることを意味するが、文書を現実に支配、管理しているというためには、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を現実に有している必要がある。たとえば、一時的に文書を預かっている場合には、当該文書を現実に支配、管理しているとはいえない。

また、開示請求時点において、「当該実施機関が保有しているもの」を公文書としている。このことは、請求時点において保有していない公文書を開示請求に応ずるために作成する必要はないことを意味し、実施機関の保有する情報を処理・加工して県民等に提供することまで制度上求めているのではなく、開示請求時点において、存在する記録をあるがままの状態が開示すれば足りるという認識に基づいている。

なお、三重県公文書管理規程又はこれに相当する規程等に規定する保存期間が過ぎた公文書であっても、廃棄の手続がなされずに保存されている場合には、「保有しているもの」に当たり、対象公文書となる。

7 対象公文書から除外されるもの

販売することを目的として発行されるもの及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として管理がなされ、公にされ又は公にされることが既に予定されているものは、対象公文書から除外している。

(1) 官報、公報、白書、新聞、市販の書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（ただし書1号）

一般に容易に入手・利用が可能なものは、開示請求の対象とする必要がなく、対象とした場合には、図書館代替りの利用等制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、実施機関の事務負担の面からも問題がある。

しかしながら、一般に特定の文書の入手が容易であるかどうかの判別が困難であることから、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を典型的に対象公文書から除くこととしたものである。不特定多数の者に販売することを目的として発行される文書は、紙媒体のものに限るものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

なお、実施機関が公表資料等の情報提供を行っているものについては、本号に該当せず、開示請求の対象になる。これは、このような情報提供については、たとえば、特定の期間や地域に限って提供されるものがあるなど、その内容、期間、方法等が実施機関の裁量に委ねられていることから、一律に対象から除くことは適当ではないからである。

ただし、情報提供で対応できる場合は、担当課等において閲覧又は配布していること、当該実施機関のホームページに掲載していること等、個別の事案に応じて適宜の方法で案内すれば足りる。なお、当該実施機関のホームページに掲載している情報を用紙に出力したり、新たに写しの交付を伴う場合は、開示請求の場合と同様に受益に応じて負担を課すことが公平に叶うため、実費負担を求めることになる。

(2) 三重県立図書館その他実施機関が別に定める機関において管理され、かつ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公にされ又は公にされることが予定されているもの（ただし書2号）

図書館等において管理がされ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料と

して公にされ又は公にされることが予定されている公文書については、貴重資料の保存、学術研究等への寄与の観点からそれぞれ定められた閲覧範囲、手続等の基準に従った利用に委ねられるべきであり、対象公文書としていない。

これに対し、特別の管理を理由に公にされていない、また、公にすることが予定されていない公文書については対象公文書となる。

また、「その他実施機関が定める機関」（ただし書2号）として、次のものが指定されている（平成12年三重県告示第110号・平成12年三重県教育委員会告示第6号・平成12年三重県議会告示第1号）。

三重県統計資料室

三重県情報公開・個人情報総合窓口

三重県県史編さん資料閲覧窓口

三重県消費生活センター

三重県人権センター

三重県男女共同参画センター

三重県環境学習情報センター

三重県総合博物館

三重県立美術館

齋宮歴史博物館

三重県生涯学習センター

三重県埋蔵文化財センター

三重県議会図書室

（図書、資料、刊行物等の一般への閲覧、写しの交付、貸出等を事業として行っている施設であり、地方自治法244条1項に規定する公の施設であるか否かを問わない。建物の一角に閲覧コーナー等の区画を設けているものを含む。）

第2条第3項（開示請求者の定義）

3 この条例において「開示請求者」とは、公文書の開示を請求するもの、開示を請求しようとするもの又は開示を請求したものをいう。

〔趣 旨〕

本条3項は、「開示請求者」を定めたものである。

〔解釈及び運用〕

開示請求者の定義は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）にはないが、本条例では定義規定を置いて、後の請求手続の整備のための規定につながるようになっている。

第3条（実施機関の責務）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、県民の公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、1条（目的）の規定とともに、この条例の解釈及び運用を行うに当たっての基本的な考え方を定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 開示請求権の尊重

「県民の公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする」とは、実施機関は、条例に定める要件を満たした開示請求に係る公文書については、非開示情報が記録されている場合等を除き開示しなければならないという原則公開の観点から、条例全体を解釈し、運用しなければならないとする趣旨である。

2 個人のプライバシーの保護

「個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされることがないように」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人に関する一切の情報は、公開を原則とする情報公開条例の下においても、最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしたものである。

第4条（開示請求者の責務）

（開示請求者の責務）

第4条 開示請求者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、この条例の目的が実現され、情報公開制度を健全に発展させるために、「適正な請求」と開示を受けた情報の「適正な使用」が開示請求者の責務であることを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 適正請求

情報公開制度は、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資するために創設されたものであるが、制度を健全に機能させるためには県民の協力が不可欠であり、開示請求者の責務として、この条例の目的に沿って制度を活用し、適正な請求を行うことを規定したものである。

一般に、開示請求は、通常なされる「適正な請求」とその他の「適正でない請求」とに大別されるが、後者は、たとえば、公文書特定が不十分な「形式上の不備のある開示請求（6条3項）」をいい、このような請求がなされた場合には、実施機関は、6条2項（公文書特定の協力義務）及び3項（開示請求書の補正）により補正を命じることにより対応することになる。

また、適正でない請求にとどまらず、制度本来の趣旨や条例の目的から著しく逸脱した不適正な請求、いわゆる権利の濫用的請求については、実施機関は、5条2項（開示請求権の濫用禁止）を適用し対応することになる。

2 適正使用

開示請求者は、第三者の権利及び利益を侵害することのないよう、この条例の趣旨及び目的に従って、公文書の開示によって得た情報を適正に使用しなければならないことを定めたものである。

実施機関は、公文書の開示による情報が適正に使用されない場合、又は使用されないおそれがあると認められる場合には、必要に応じ、当該使用者にその情報の使用中止を要請し、条例の目的に則した適正な使用を求めることになる。

また、公文書の開示を受けた開示請求者が、その情報を濫用して、県民の生活や企業活動を不当に侵害したり、特定の利益を享受し、社会的な不公正を引き起こす等、この条例によって開示された情報が不適正に使用されたことが明らかに認められる場合、実施機関は、当該不適正使用者に対し厳重に注意するとともに、以後、その者からの請求に対しては、権利濫用を理由とする非開示処分の検討を行うことになる。

第5条（開示請求権）

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

〔趣 旨〕

本条1項は、公文書の開示を請求する権利（以下「開示請求権」という。）の根拠規定であり、公文書の開示請求権を有するものの範囲を明らかにするとともに、2項では、この条例によって付与された開示請求権に内在する制約として、開示請求者には条例の趣旨・目的に則って正当に権利行使すべき一定の責務があることから、権利を濫用してはならないことを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 何人も

条例の目的から言えば、開示請求権を行使する主体は県民が中心になるが、これを県民に限定する積極的な意義に乏しく、他の都道府県民との相互主義の観点からも、また海外からの請求も含め、「何人」にも開示請求を認めている。

また、自然人、法人のほか、訴訟上当事者適格が認められるような「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」（民事訴訟法29条）にも開示請求権が認められる。

2 開示請求権の一般的性格

この条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく権利を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

また、この開示請求権は、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、9条に規定する部分開示による場合及び18条5項に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

3 開示請求権の濫用禁止

本県では、「県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資する」という1条の目的を踏まえ、制度本来の趣旨や条例の目的から著しく逸脱した不適正な請求の抑止を図るため、開示請求権の濫用禁止を、本条2項に規定している。

権利の濫用とは一般に、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」とされている。

開示請求権の濫用とは、条例によって付与された開示請求権本来の目的を逸脱し、正当な権利行使とは認められないものをいい、特定の部局の保有するすべての公文書の開示請求や、実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的とする開示請求等に対しては、権利濫用の規定を適用することによって対応することになる。

具体的に権利の濫用的請求の類型としては、（1）公文書特定に至らない包括的請求、

(2) 繰り返し請求、(3) 害意ある請求、の3つの分類が考えられ、以下の請求が想定されるが、個別事案ごとに種々の要素を比較衡量し、2項の権利濫用に該当する場合には、その理由を明示したうえで、実施機関は当該開示請求を12条2項により非開示決定することができる。

また、開示の実施等において不適正な行為が度々繰り返される(4) その他の濫用的行為については、総合的に判断し対応することになる。

なお、開示請求の対象となる公文書が著しく大量であることにより、事務の遂行に著しく支障を生じるおそれがあっても、単に事務処理上対応が困難という場合は、特例延長(14条)により対応することが基本であり、大量請求が直ちに権利濫用に該当するわけではない。

(権利の濫用的請求の類型と事例)

(1) 公文書特定に至らない包括的請求

①特定の部局の保有するすべての公文書の開示請求

②知事や特定部局長等の決裁又は発信したすべての公文書の開示請求

請求内容が、形式的、外形的には一応明確ではあるものの、特定の部局(担当課等)の多種多様な公文書のすべてを求め、実質的に何ら公文書特定がなされていない開示請求の場合は、6条2項及び3項により、補正の参考となる情報を提供したうえで開示請求書の補正を求め、補正がなされなければ、実施機関の事務遂行能力を減殺させる目的があるものと推認し、非開示にすることができる。

(2) 繰り返し請求

①繰り返される同一内容の開示請求

開示決定等を受けたにもかかわらず、正当な理由なく閲覧せずに何度も繰り返す同一請求等のように、同一内容の開示請求が濫用的に繰り返される場合は、非開示にすることができる。

(3) 害意ある請求

①請求の目的や動機が、公文書の開示以外にあると明らかに認められる開示請求

特定の個人名を含む公文書又は特定の職員が作成若しくは決裁した公文書のすべてを求めたり、開示請求時等に特定の個人等を誹謗・威圧・攻撃する等の言動等から、明らかに害意が認められる場合は、非開示にすることができる。

②同一人から同一課に対して集中してなされる開示請求

同一の開示請求者(複数の者が連携又は組織的な行動をしている場合を含む)から同一の担当課等に対して、開示請求が社会通念上の相当性又は合理性を欠いて、集中又は連続してなされた場合には、実施機関が延長し分割して対応したとしても、延長が次々に累積し最終的に事務処理が行き詰まるおそれがあり、形式的、外形的に特定の担当課等を攻撃等するような害意が明らかに認められるときは、非開示にすることができる。

(4) その他の濫用的行為

①開示の実施等において、不適正な行為が度々繰り返される場合

開示決定後の開示の実施等において、開示請求するだけで閲覧しない(又は一部しか閲覧しない)行為、写しの交付を請求するだけで交付を受けない(又は一部しか交付を受けない)行為、又は開示日時の変更等が、濫用的に繰り返される場合等が考えられる。

第6条（公文書の開示の請求方法）

（公文書の開示の請求方法）

第6条 前条第一項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

2 開示請求者は、実施機関が公文書の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、開示請求の具体的手続き及び開示請求者の公文書特定の協力義務を定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 書面主義

公文書の開示の請求は、請求者が権利の行使として、実施機関に公文書について開示決定等という行政処分を法的に求める申請手続であつて、事実関係を明確にしておく必要性から書面によることとしたものである。したがって、口頭、電話等による公文書の開示の請求は認められない。

なお、書面の提出は、総合窓口として本庁に設置された「情報公開・個人情報総合窓口」、地域防災総合事務所及び地域活性化局に設置された「情報公開・個人情報案内窓口」及び地域機関等に設置された「情報公開・個人情報受付窓口」又は担当課（所）に持参して提出するほか、請求者の利便を考慮して、送付、ファクシミリ又は県の電子申請システムを利用して、開示請求書を提出することができる。

2 日本語による記載

5条で「何人も」として、外国人にも開示請求権利を付与しているが、多様な言語による開示請求に対応しなければならないのでは、実施機関の負担が過重になるため、開示請求する書面は日本語で記載しなければならない（情報公開法要綱案の考え方5（4）ア参照）。

3 その他の団体

「その他の団体」（1項1号）とは、自治会、PTA、消費者団体等であつて法人格は有しないが、当該団体の規約及び代表者が定められ、団体としての実体を有する、いわゆる「権利能力なき社団」等をいう。

4 公文書の特定

公文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、請求者が行うべき事項である。しかし、県民が県の保有する公文書の件名等を知り得ることは少なく、請求者が公文書を特定することは困難な場合が多いと考えられるので、実施機関の側にも公文書の特定に必要な情報を提供する努力義務がある。

また、請求の目的を達する上で不必要に大量と思われる開示請求によって、いたずらに行

政事務の停滞が生ずることは避ける必要がある。そこで、1項2号及び2項では、請求者には実施機関の行う公文書の特定に協力する責務のあることを、3項では、実施機関にも公文書の特定に必要な情報を提供する努力義務があることを明記し、両者相まって開示請求制度の円滑な運用を図るものである。

なお、開示請求書には、開示請求の理由・目的の記載は要求されていないが、実施機関が公文書を特定する上では、開示請求者の請求理由や利用目的を聴き取ることが有効な場合が多いため、実施機関は開示請求者から必要に応じ聴き取ることになる。

実際の開示請求の受付の場面においては、開示請求書に一応の記載がなされているものの、「〇〇に関する資料」のように特定の事務事業等を取り上げて、それに関連する全ての公文書を請求する事例があり、その内容が抽象的であり、公文書の特定が困難である場合が見受けられる。このように記載された開示請求については、「〇〇」という事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかは記載からは明らかでないため、公文書特定の要件を満たしておらず、公文書の特定として不十分である場合が多いと考えられる。たとえば、「独占禁止法の施行状況調査に関する記録」という開示請求であれば十分に特定されているといえるが、「独占禁止法の関係資料」というだけでは、一般的に公文書の特定としては十分とはいえないと解される。

このように開示請求書の記載が抽象的であって、公文書の特定が不十分と考えられる場合には、開示請求者と実施機関の双方がそれぞれの責務を誠実に果たすことにより公文書の特定を行っていくことが求められる。

5 複数の公文書の開示請求

本条例においては、基本的に、開示請求は一公文書（一般的には、一の表題の下に取りまとめられた一定の意図又は意味を表す文書、図画又は電磁的記録）ごとに行い、開示決定等も公文書ごとに行うこととしている。ただし、開示請求者の便宜を図るため、請求手続上一定の場合には、複数の公文書の開示請求を一件の開示請求として取り扱うこととする。具体的には、一の公文書ファイルにまとめられた複数の公文書又は相互に密接な関連を有する複数の公文書を開示請求する場合には、一件の開示請求として取り扱う。なお、複数の公文書の開示請求を一件のものと扱う場合でも、開示決定等を分割して行うことも可能である。

6 開示請求書に形式上の不備があると認めるとき

「形式上の不備」とは、1項1号の必要的記載事項が記載されていない場合や、2号の公文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であるため、開示請求に係る公文書を特定することが困難である場合等をいう。開示請求書の記載に不備がある場合には、当該開示請求書の不備を補正するよう求めることができる。

なお、開示請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正することができる。

他方、開示請求の対象文書が公文書に該当しない場合や当該対象文書を保有していない場合は、「形式上の不備」には当たらないと解される。開示請求の対象文書は、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があった場合は、拒否処分を行うことになるが、たとえば、当該請求に係る公文書を保有していない旨を開示請求者に教示するほか、当該公文書を保有している他の担当課等が明らかな場合には

当該担当課等を教示する等、適切な情報提供を行うことが望ましい。

7 相当の期間

「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個々の具体的事案によって判断することとなる。

8 補正

「補正」とは、開示請求書の形式上の不備を補うための補充、訂正をいう。補正の結果、開示請求書の形式上の不備が修正された場合には、当初から適法な開示請求があったものとして取り扱い、補正に要した日数を除いて15日以内に、開示決定等を行うことになる。(12条、13条)

また、相当の期間を定めて補正を求めたにも関わらず、開示請求者が補正の求めに従わない意思を明確にした時点以後は、13条1項ただし書は適用されないため、当該時点までの補正期間を除いて15日以内に、拒否処分等を行うことになる。(12条、13条、15条)

なお、相当の期間を定めて補正を求めた場合に、正当な理由がないにも関わらず当該期間を経過しても補正がなされないときは、速やかに拒否処分等を行うことになる。(12条、13条、15条)

9 補正の参考となる情報を提供する

「補正の参考となる情報を提供する」とは、例えば、開示請求書の記載内容に関連する情報の概要等や公文書名、該当すると考えられる公文書の名称等が記載されている件名目録等を示すことなどが考えられる。情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差し支えない。

第7条（公文書の開示義務）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない

〔趣 旨〕

本条は、本条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、実施機関に対し、開示請求に応じて公文書を開示しなければならない義務を規定することによって、「原則開示」の趣旨を明らかにしたものである。

〔解釈及び運用〕

1 開示義務

本条は、開示しないことに合理的な理由がある情報を、非開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定めたものである。したがって、これらの非開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならない。個別の公文書の開示・非開示の判断は、本条各号の非開示情報が記録されているかどうかを開示請求を受けた実施機関が行う。

なお、原則開示のルールの下では、非開示情報に該当するとして例外的に非開示の決定がなされた場合、その非開示決定の妥当性を立証する責任は実施機関が負うものである。

2 他の開示制度や情報提供との関係

個別の法令に定める県民又は利害関係者などに対する開示制度においては、2号（個人情報）、3号（法人情報）等に該当する情報でも公開されることがあり、各実施機関が行う一般的な情報提供においても、2号に該当する個人情報でも本人の同意のある場合等に、情報提供が行われており、本条例上の非開示情報の取扱いがそのまま当てはまるものではない。

3 開示の実施の方法との関係

この条例でいう「開示」とは、公文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・非開示の判断は、専ら開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・非開示の判断が異なることはない。

ただし、公文書の開示の実施に当たり、公文書の保存、技術上等の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など、一定の制約はあり得る（9条1項後段、18条5項ただし書参照）。

4 非開示情報の類型

本条各号の非開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非開示情報に該当する場合があります。開示する場合は、各号の非開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

5 開示請求の対象となる公文書を特定する時点

開示請求の対象となる公文書は、その請求の時点において存在する公文書である。したがって、個々の開示請求が行われた時点で実施機関が保有する公文書の中から対象公文書を特定することになる。

6 非開示情報該当性の判断の時点

非開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている非開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において非開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における非開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

7 守秘義務

情報公開条例は、守秘義務との関係について明示的規定は置いていない。地方公務員は、地方公務員法34条1項等により、守秘義務を負っている。実施機関の職員に守秘義務を課す規定における秘密は実質秘、すなわち、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものと認められるものである（最決昭和52年12月19日刑集31巻7号1053頁、最決昭和53年5月31日刑集32巻3号457頁）。実質秘を洩らした場合、地方公務員法60条2号等により刑罰を課されたり、地方公務員法29条により懲戒処分を受けたりする可能性がある。守秘義務は、行政に対する信頼を確保し、行政が必要とする情報の取得を円滑にするため、職員の服務規律の確保を目的とするものであるが、どの範囲の情報が秘密に該当するか判断権は、当該事務の責任者である実施機関にあるとされている。

他方、情報公開条例は、非開示情報以外の公文書の開示を義務づけている。行政に関する基本的な方針を定めるのは議会であり、条例の制定はその方法の一つであるから、条例で開示すべきことを義務付けられた一定の情報については、たとえ守秘義務に抵触する疑いのある情報であったとしても、議会が実施機関に対して秘密とすることを禁止したもの、すなわち、それを開示することにより生ずるであろう行政上の不都合は実施機関として甘受すべきであるという意思を決定したものと解される。

また、地方公務員法32条は、職員がその職務を遂行するに当たって、条例に従うことを義務付けており、職員が本条例の規定に従って情報を公開した場合、その行為は服務規律に反するものではないと解される。

したがって、地方公務員法が適用される職員は、実施機関の判断（職務命令）に従って秘密の管理を行えば守秘義務違反にはなることはなく、条例に基づき適法に公開している限りにおいては、条例と地方公務員法との抵触矛盾が生じる余地はないことになる。条例10条による裁量的開示の場合も同様である。以上のことから、条例は守秘義務との関係について特段の調整規定を置かなかったものである。

8 他の法令の規定による要求

地方自治法100条（議会の調査権）、刑事訴訟法197条（捜査についての照会）、民事訴訟法220条（文書所持者の文書提出義務）、弁護士法23条の2（弁護士会の照会）の規定等のように、他の法令の規定により実施機関に対して公文書の提出又は閲覧等を要求されることがある。この場合における当該法令の規定と本条各号との関係について、両者はその趣旨及び目的を異にするものであり、本条各号に該当するかどうかもって、当該要求の諾否の理由とすることはできない。したがって、それぞれの要求の根拠となった法令の趣旨、要求の目的、対象文書の内容等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定することとなる（本条各号に該当する情報であっても、提出する場合もあり得るものである）。

第7条第1号（法令秘情報）

(1) 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

〔趣 旨〕

- 1 本号は、法令若しくは他の条例の定めるところによる、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示による場合の非開示を定めたものである。
- 2 法令若しくは他の条例の定めるところにより公にすることができない情報は、この条例によっても開示できないことを確認的に規定するとともに、各大臣その他国の機関からの法的拘束力を持った指示により公にすることができない情報については、非開示とすることを定めたものである。

なお、本号に該当すると認められる公文書は、10条（公益上の理由による裁量的開示）の適用除外になる。

〔解釈及び運用〕

1 法令

「法令」とは、法律、政令、府令、省令、その他国の行政機関が定めた命令をいい、「条例」とは、条例及び地方公共団体の長が定めた規則（訓令を除く。）をいう。

2 公にすることができない情報

「法令若しくは他の条例の定めるところにより公にすることができないと認められる情報」とは、法令等の規定で明らかに開示することができない旨が定められている情報のほか、法令等の趣旨、目的から開示をすることができないと認められる情報を含むものであり、例えば次のようなものをいう。

（1）明文の規定をもって開示が禁止されている情報

未公表著作物の著作者が、開示に同意しない旨の意思表示をした著作物（著作権法第18条）

※公表されている著作物に関しては、著作権法第42条の2により、条例に規定に基づいて開示するために必要と認められる限度において著作物を利用することができるため、写しの交付は可能であり、本号には該当しない。

（2）他目的使用が禁止されている情報

統計調査の調査票情報（統計法40条）

統計調査調査票（三重県統計調査条例9条）

（3）手続の公開が禁止されている調停等に関する情報

審査会の行う調停又は仲裁の手続（建設業法25条の22）及び調停委員会の行う調停の手続（公害紛争処理法37条）に係る公文書は、法令等の趣旨・目的に照らし個別に判断される。

（4）その他法令等の趣旨・目的から開示をすることができないと明らかに認められる情報

3 各大臣その他国の機関の指示

本号にいう「実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」とは、地方自治法245条の規定により国の行政機関が行う「関与」のうち同条1号へに定める「指示」、同条3号に定める「行為」及び同法2

45条の9第1項の「処理基準」であってこれに類するものなど、法律又は政令の規定によって実施機関が従う義務を有する国の機関の指示等をいう。

たとえば、宗教法人法に関する事務は、地方自治法2条9項に定められた第一号法定受託事務であり、同法245条の9に基づき、国は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について（通知）」（平成16年2月19日付け15庁文第340号）を定めている。そして、文化庁次長は、各都道府県知事に対し、宗教法人法25条4項の規定により宗教法人から提出された書類につき情報公開条例等に基づく開示請求があった場合、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いをするよう指示している。

これら国の機関の指示等については、国の機関の権限を有する者が、地方公共団体の事務の処理に関し法律又はこれに基づく政令の明文規定により、文書をもって発したものであること、さらに非開示とする情報が具体的に特定されるものであることが必要である。

第7条第2号（個人情報）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。）の職務に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第九条第二項において同じ。）により特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの又は個人の事業に関する情報及び公務員等の職務に関する情報のうち公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの若しくはそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

〔趣 旨〕

本号本文は、3条後段で「実施機関は、個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされないことがないように最大限の配慮をしなければならない。」とされていることを受けて、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨の規定であり、プライバシー保護のための非開示条項として、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）のうち、個人の識別が可能な情報か否かによると定めたものである。

本号本文が、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得る」情報は保護されるべきと定義しているのは、個人のプライバシーの概念が法的に未成熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることにかんがみ、特定の個人が識別できる情報か否かをもって判断し、当該特定個人の人権を保護する必要があると考えたところにある。

しかし、形式的に個人の識別が可能であればすべて非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を超えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、特定の個人が識別され得る情報を原則として非開示とする方式（個人識別型）を採用した上で、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等をただし書で例外的事項として列挙している。

〔解釈及び運用〕

1 個人情報

個人情報とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項について的事实、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味

する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

また、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により非開示であった情報が、個人が死亡したことにより開示されるのは不相当であるからである。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、3号（法人情報）で判断するため本号からは除外している。ただし、当該情報を公にすることにより、事業を営む個人の私生活上の権利利益を害するおそれがある場合には、本号で非開示にし得る。

2 非開示となる個人情報

(1) 特定の個人が識別され得る情報（個人識別情報）

「特定の個人が識別され得るもの」（いわゆる個人識別情報）の範囲は、氏名、生年月日その他の記述等それ自体として、当該情報に係る個人が誰であることを識別させる（又はさせ得る）こととなる情報だけでなく、氏名、生年月日その他の記述等によって識別された特定の個人情報の全体である。

氏名、生年月日以外の「その他の記述等」とは、たとえば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなることが多いと考えられる。

さらに、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、「他の情報」（公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報等）と照合することにより、「特定の個人が識別され得る」情報も含まれる。（いわゆるモザイク・アプローチ）

なお、個人識別性の判断に当たっては、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、対象となる集団の規模が重要な考慮要素になることがある。たとえば、ある特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、構成員がごく少数の場合には、モザイク・アプローチにより個人が識別される可能性が高くなる。また、同様の事例の場合、たとえ個人が識別されなくても、集団の不名誉が直ちに構成員の不名誉に結びつく傾向がある。さらに、ある集団の構成員が必ずしも少数ではない場合であっても、情報の性質、内容によっては、当該集団に属する構成員全員が不利益を受ける可能性があり得る。このように、個人識別性の判断に際しては、当該情報の性質、集団の性格、規模等の事情も考慮して判断する必要がある。

以上のように、個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（たとえば、氏名）とその他の部分（たとえば、当該個人の行動記録）から成り立っており、その全体が一つの非開示情報を構成するものである。

なお、個人識別情報の部分開示については、9条2項の〔解釈及び運用〕を参照。

(2) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報

行政機関情報公開法5条1号は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報を非開示とすることを認めてい

る。

たとえば、個人のカルテや反省文のように、個人の人格と密接に関係する情報については、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではなく、個人識別性がない場合であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報については、非開示とするものである。

なお、個人識別情報の部分開示については、9条2項の〔解釈及び運用〕を参照。

(3) 公務員個人の私事に関する情報

「公務員等」とは、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員並びに独立行政法人等（独立行政法人等情報公開法（平成13年法律第140号）の対象となっている法人）及び地方独立行政法人の役職員のほか、国会議員、地方議会議員、附属機関の委員等を含む。

公務員等の情報のうち「公務員等の職務に関する情報」（職務遂行に関する情報）とは、公務員等が行政機関等の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。たとえば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

公文書には、公務遂行の主体である公務員の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、公務員の職名、氏名、決裁印及び職務遂行の内容については、「公務員等の職務に関する情報」として本号からは除外され、5号（審議検討情報）及び6号（事務事業情報）等の他の非開示情報に該当しなければ開示することになる。これは、「公務員等の職務に関する情報」が、そもそも公務員等の職務の性格上公益性が強いことから「個人に関する情報」には含まないこととし、当該情報を原則開示することとしたものである。また、公務員であった者が当然に含まれるものではないが、公務員であった当時の情報については同様である。

しかし、公務員等の職務に関する情報であっても、例外的に「公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの」については、本号により非開示となる。具体的には、①公務員等の職務に関する情報であっても、同時に公務員等の私事に関する情報の側面もあり、同側面の方が明らかに大きいような場合（公務員個人の「給与支給額」、「勤務成績」、「処分歴」等）、さらに②公務員等の私事に関する情報の側面は大きくなくても、これを開示することにより、「職務の性質」等から、特定の公務員等に対する不当な個人攻撃が強く危惧される場合（想定される例としては下記（4）を参照）がこれに該当すると解される。

なお、個人がテロの対象になる可能性が高いなど、生命身体に危険が及ぶおそれがある場合には4号（公共安全情報）により非開示にし得ると解されるが、本号はそれに至らなくても、深夜における電話等、自宅への嫌がらせ行為により、個人の私生活上に影響を及ぼすおそれが強く危惧されるような場合には、本号により非開示となり得る。

また、公務員等の情報であっても、具体的な職務の遂行と直接の関連はない情報、例えば、公務員個人の学歴や自宅の住所、家族状況等は、そもそも「公務員等の職務に関する情報」には該当せず、個人情報として非開示となる。

(4) 警察官等の氏名

「又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名」は、上記

(3)の特例として、職務の性質上、個人の私生活上の権利利益を害するおそれが強いと知事が判断した職にある公務員を保護するために設けたものである。これに該当する職にある者として、第一線の捜査に従事する警察官等（「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる警察の職員の職及びこれに相当する警察の職員の職」（平成13年三重県規則第12号））が指定されている。これは、4号が捜査活動を保護するものであるのに対して、捜査に従事する捜査員等の個人を保護することを目的としている。

3 開示となる個人情報

以上が、個人情報についての非開示情報であるが、条例はさらにこれらの非開示情報であっても、次のものについては、非開示から除く、つまり開示としている。

(1) 法令の規定や慣行により公にされている情報等

法令の規定により公にされている情報としては、商業登記簿に登録されている法人の役員に関する情報等がある。慣行として公にされている情報としては、叙勲者名簿等がある。

「慣行として」は、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。なお、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

「公にされている情報」とは、現在、何人も知り得る状態に置かれている情報をいう。したがって、10年前に広く報道された事実であったとしても、現在は、限られた少数の者しか知り得ない場合には、当該情報は、「公にされている情報」とはいえない。

「公にすることが予定されている情報」とは、請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報を意味する。例えば、毎年公表している報告書であって、当該年度においても公表する予定で実施機関内部では既に作成されているが対外的には未だ公にしていない時点で開示請求があった場合には、「慣行として公にすることが予定されている情報」として開示されることになる。また、公にする時期につき具体的計画がない場合であっても、当該情報の性質上通例公にされるものも、「公にすることが予定されている情報」に含めて解釈し得る。

なお、ただし書イには、個人のプライバシーを侵害する可能性のある情報も含まれ得るが、受忍限度内にとどまるものと考えられるため、開示することとしている。

(2) 人の生命、健康等の公益上の理由により、公にすることが必要と認められる情報

ただし書ロは、「人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の開示を義務づけている。非開示により保護される利益と開示により保護される利益の比較衡量が行われること、比較衡量の結果、後者が前者に優越すると認められるときに開示が義務付けられることを示している。

この比較衡量に際しては、非開示により保護される利益と開示により保護される利益の双方につき、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。すなわち、非開示により保護される利益のなかでも、高度にセンシティブな情報に関するものもあれば、そうでない場合もあるし、他方、開示により保護される利益についても、生命、身体等の非財産的法益と財産的法益の場合では要保護性に差異が生ずる。

「人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため」とは、「人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境」に現実に被害が発生している場合に限られず、将来これらの法

益が侵害される蓋然性が高い場合も含まれる（3号（法人情報）ただし書の場合も同様である）。

また、ただし書による公益上の義務的開示をする場合には、適正手続きの保障の観点から、当該個人に意見書提出の機会を与えることが義務付けられている（17条2項参照）。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（10条）により図られる。

4 本人からの開示請求の取扱い

本条例においては、何人に対しても、開示請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号イ、ロ又は公益上の理由による裁量的開示（10条）に該当しない限り、非開示となる。

なお、本人が自己の情報を開示請求しようとする場合には、県個人情報保護条例により、厳格な本人確認手続きの下、実施機関の保有する「自己を本人とする保有個人情報」の開示が認められている。（同条例14条参照）

第7条第3号（法人情報）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある影響から県民等の生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であつて、公益上公にすることが必要であると認められるもの

〔趣 旨〕

1 本号は、自由主義経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることを定めたものである。

2 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（以下「法人情報」という。）であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる影響から県民等の生活又は環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報、及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、開示が義務づけられることになる。

〔解釈及び運用〕

1 法人情報

「法人その他の団体」（法人等）とは、株式会社、一般又は公益財団法人、一般又は公益社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人の外、特殊法人、認可法人、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報の外、法人等の権利利益に関する情報等、法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人情報であると同時に、構成員各個人の個人情報でもある。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格に鑑み、法人等とは異なる開示・非開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、6号（事務事業情報）等の適用を受けることになる。

また、「事業を営む個人」とは、地方税法72条の2第8項から第10項までに掲げる事業（例えば、物品販売業、畜産業、医業等）を営む個人のほか農業、林業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等に関する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家庭状況等）は本号に該当せず、2号の個人情報となる。

2 非開示となる法人情報（競争上の地位その他正当な利益）

「競争上の地位その他正当な利益」とは、法人等の公正な競争関係における地位、ノウハウ及び信用等の運営上の地位を広く含むものである。したがって、財産権のほか、信教の自由、集会・結社・表現の自由など当該法人の有する憲法上の権利等の非財産的権利を含む法律上の権利がすべて含まれ、例えば、次のような情報をいう。

- (1) 生産、技術、販売、営業等の情報であって、開示することにより法人等又は事業を営む個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えると認められるもの
- (2) 経営方針、経理、人事等内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
- (3) その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等（例えば、宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由等を含む。）が損なわれると認められる情報

3 開示となる法人情報（公益上の理由による義務的開示）

条例は、上記の法人情報についての非開示情報であっても、次のものについては、公益上の理由により非開示から除く、つまり開示としている。

ただし書イの「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護する」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動に起因して、現に発生しているか、又は将来発生するであろうことが確実である危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護することをいう。

ただし書ロの「違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある影響から県民等の生活又は環境を保護する」とは、法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な事業活動に起因して、現に発生しているか、又は将来発生するであろうことが確実である影響から県民等の生活又は環境を保護することをいう。

ただし書ハは、イ又はロには直接該当しないが、開示することが、公益上これらと同程度必要であると認められるものをいう。

公にすることが必要であると認められるか否かは、開示することによる利益（人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境の保護）と非開示にすることによる利益の比較衡量によって判断されることになる。この比較衡量に際しては、開示により保護される利益と非開示により保護される利益の双方について、利益の具体的内容・性格を慎重に検討する必要がある。前者については、生命、身体、健康という法益と財産、生活、環境という法益では開示による利益が異なり得るし、後者についても、製品の製造上のノウハウに関する情報と採用計画に関する情報では保護の程度が異なり得る。

なお、ただし書による公益上の義務的開示をする場合には、適正手続きの保障の観点から、当該法人等に意見書提出の機会を与えることが義務付けられている（17条2項参照）。

4 個別に判断すべき法人情報（任意提供情報）

行政機関情報公開法は、任意提供情報（法では「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」と定義）を独立の適用除外事項としているが、非公開条件という形式によって、開示・非開示が決定されるべきではなく、その内容に即して実質的に開示・非開示が判断されるべきであるとの観点から、条例では、独立の適用除外事項と

しては設定していない。

なお、県が一方的に開示することにより、情報提供者との信頼関係が損なわれたり、以後の情報収集に支障を来すこと等を懸念する意見もあるが、真に非開示とすべき情報は3号（法人情報）や6号（事務事業情報）の非開示事由の枠内で十分対処できるものであり、更に、第三者の意見は17条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）で配慮されるので、第三者との信頼関係が不当に損なわれるものではないと考えられる。

第7条第4号（公共安全情報）

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

〔趣旨〕

公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために行政に課せられた重要な責務であり、情報公開制度においてもこれらの利益は十分に保護する必要がある。

そこで、犯罪の予防・鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報を非開示とし、その判断の司法審査に当たっては、実施機関の裁量を尊重することとしたものである。

〔解釈及び運用〕

1 公共の安全と秩序の維持

「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

このため、「その他」ではなく、「その他の」とすることによって、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」がその代表例であることを示している。したがって、風俗営業等の許認可、感染症予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、本号の対象ではなく、6号（事務事業情報）により開示・非開示が決められることとなる。

2 「その他の」公共の安全と秩序の維持

「その他の」公共の安全と秩序の維持とは「犯罪の予防」、「犯罪の鎮圧」、「捜査」、「公訴の維持」又は「刑の執行」のほか、平穏な市民生活、社会の風紀、その他公共の安全と秩序を維持するために必要な活動をいう。

3 支障を及ぼすおそれ

「支障を及ぼすおそれがある」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序を維持するための諸活動が阻害される、若しくは適正に行われなくなる、又はその可能性がある場合をいう。

4 実施機関の第一次的判断

「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、本号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重する趣旨である。すなわち、本号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することとまるものであることを明確にしたものである。

また、ここにいう「相当の理由がある」とは、「その判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により右判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により右判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかかどうか」（最大判昭和53年10月4日）により、判断されることとなる。

5 具体例

本号に該当する情報は、例えば次のようなものをいう。

- 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報
- 犯罪捜査の手法、技術、体制等に関する情報
- 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報
- 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制等に関する情報（犯罪の目標となることが予想される個人の行動予定、施設の所在や警備の状況に関する情報を含む。）
- 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報

これらは、捜査機関が作成又は取得したものに限らず、開示請求を受けた実施機関自らが作成し、又は捜査機関等から取得したのも該当する場合がある（例えば、捜査事項照会文書、同回答文書、火薬庫台帳、毒物・劇物台帳、麻薬・覚せい剤・大麻の取扱業者名簿等）。

第7条第5号（審議検討情報）

(5) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

〔趣 旨〕

本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議の際の自由な意見交換や公正な意思形成が妨げられ、歪められたり、特定の者に利益や不利益をもたらすことなく、適正な意思形成が確保される必要から定められたものである。

本情報は、平成11年以前の条例では意思形成過程情報と呼ばれ、適用除外事項としてきた情報であるが、「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされる…県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進」（1条）という条例の目的に照らせば、意思形成過程、とりわけ政策決定過程の情報は広く公開される必要があり、意思形成過程の情報が非開示とされることはできる限り限定されることが望ましい。したがって、「意思形成過程」という文言を意図的に避けた上に、非開示とすることが認められる支障を具体的に列挙している。

なお、一度非開示とされた情報も、意思決定後には開示していくなど、意思形成の全過程を一括して非開示とするのではなく、意思形成の区切りごとに細やかに対応し、開示の余地を広げていくなど原則公開の観点からの解釈・運用が行われるべきである。

〔解釈及び運用〕

1 内部・相互間

「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」という表現により、「三重県の内部」、「国の内部」、「独立行政法人等の内部」、「三重県以外の地方公共団体の内部」、「地方独立行政法人の内部」「三重県…国…相互間」、「三重県…独立行政法人等…相互間」、「三重県…三重県以外の地方公共団体…相互間」、「三重県…地方独立行政法人…相互間」、「国…独立行政法人等…相互間」、「国…三重県以外の地方公共団体…相互間」、「国…地方独立行政法人…相互間」、「独立行政法人等…三重県以外の地方公共団体…相互間」、「独立行政法人等…地方独立行政法人…相互間」、「三重県以外の地方公共団体…地方独立行政法人…相互間」のすべてが包含されることになる。

なお、ここにいう「国」には、行政機関情報公開法が対象としている行政機関のほか、国会、裁判所等も含み、そこから取得し、又は自ら作成した国会等に係る情報についても本号が適用される。

2 審議、検討又は協議に関する情報

県、国及び他の地方公共団体等の事務及び事業について、意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、たとえば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打ち合わせ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

3 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続を確保しようとする趣旨である。

たとえば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり（発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、4号等の他の非開示情報に該当する可能性もある）、また、実施機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

4 不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

たとえば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、国等において取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「不当に県民等の間に混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

5 特定の者に対する不当な利益・不利益

尚早な時期に情報が公にされたり、事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、上記4と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

たとえば、公共施設などの設置を検討しているときに候補地の一つとして名前を挙げられた結果、土地の買い占めを許して特定の者に不当に利益を与えることになったり、アクセス道路予定地の一部を買収して用地買収を妨げられたり、またいわゆる迷惑施設の候補地として名前を挙げられたことによって周辺の土地価格が下落するなどの事態を招いたり、違法行為の事実関係について調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていない者が不利益を被ったりすること等が考えられる。

6 不当に

本号の情報の公開に際しては、説明責任の観点から開示することによる利益と、開示により適正な意思決定等にもたらされる支障を比較衡量する必要がある。

そのため、それぞれの支障につき「不当」という文言を付加することによって、開示することの利益を斟酌しても、なお、開示のもたらす支障が重大であり、非開示とすることに合理性が認められる場合に非開示とすることとしている。

本条2号ロ・3号ただし書にあるような公益上の義務的開示に相当する規定が本号に置かれていないのは、「不当」の要件の審査に際しては、種々の利益が衡量されることが予定されているからであり、それぞれの情報の種類に照らし、開示することによる利益と非開示とすることによる利益とを比較衡量することになる。

7 事実に関する情報

本号を解釈するに際しては、政策、意見に関する情報と事実に関する情報を区分して考える必要がある。ただし、ある事実を取り上げたこと自体が一定の方針を示唆する等、政策情報と事実情報が密接不可分な場合もあることに留意する必要がある。

8 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の非開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

しかし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。

また、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が公になると、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があつた場合、たとえば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

第7条第6号（事務事業情報）

- (6) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

〔趣 旨〕

本号は、平成11年以前の条例では行政運営情報と呼ばれ、適用除外事項とされてきた情報であるが、監査、検査、取締り、交渉などを一律に列举し、「事務」又は「事業」の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるときに包括的に例外としていたのを、事務・事業を類型化し具体的な基準を定めようとしたものである。

県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を規定したものである。

なお、行政機関情報公開法では「支障」としているが、原則公開の趣旨に則り「著しい支障」としている。

〔解釈及び運用〕

1 次に掲げるおそれ

イからホに列举されている対象となる事務又は事業は、実施機関に共通的にみられる事務又は事業であつて、開示するとその適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるもの、すなわち典型的な例を示したに過ぎない。したがって、このほかの事務又は事業に関する情報も本号の対象になるし、イからホに掲げた支障も典型的な例を示したにとどまるので、イからホの類型につき、他の支障が生ずる場合を除外する趣旨でもない。その場合、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するか否かを判断することになる。

2 当該事務又は事業の性質上

当該事務又は事業の本質的な性格（事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等）に照らして、保護に値する場合のみ非開示にし得ることを明確にする趣旨である。

3 適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

本規定は、実施機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものである。

ことが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

なお、反復的又は継続的な事務・事業については、当該事務・事業遂行後であっても、当該情報を開示することにより、将来の同種の事務・事業の目的が達成できなくなったり、将来の同種の事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、本号が適用される。

4 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法…その発見を困難にするおそれ

本号イに列挙された監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、たとえば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽するなどのおそれがあるものがあり、このような情報については非開示とするものである。また、事後であっても、たとえば、違反事例等の詳細について公にすると、法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

5 財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

県又は国等が一方の当事者となる契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、たとえば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や訴訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、非開示とするものである。

6 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

本号ハの調査研究は、研究所等の調査研究を主として念頭に置いたものである。調査研究とは、ある事柄を調べ、真理を探究することをいうが、調査研究に係る事務に関する情報の中には、たとえば、①調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより、成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を非開示とするものである。

これは、調査研究の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにする趣旨である。

一般の行政機関も、企画立案に際して調査研究を行うが、その過程の情報については、一般に5号の適用の問題となる。また、本号イ、ロ、ニ、ホについても、それぞれ調査研究が問題になるが、例えば、取締りのための調査は、ハではなくイに、契約のための調査は、ハではなくロに該当する。

7 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

県等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、たとえば、勤務評価、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を非開示とするものである。

8 地方公営企業等に係る事業に関し企業経営上の正当な利益を害するおそれ

本号ホは、公営企業等の事業の性質上、3号の法人情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを非開示とするものであるが、本号ホを3号の法人情報の規定に含めず、事務事業情報の問題として処理することとしたのは、地方公営企業等に係る事業の場合、法人情報と基本的に共通するものの、特に地方公共団体や独立行政法人等が実施主体であることに照らして説明責任の観点を重視した判断が必要になるからである。

したがって、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は法人情報とは異なり、非開示の範囲はより狭いものとなる場合があり得るものである。

第 8 条 (削除)

第9条（部分開示）

（部分開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。この場合において、実施機関は、当該非開示情報に係る部分をその写しにより行うことができる。

2 開示請求に係る公文書に第7条第2号の情報（特定の個人が識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

〔趣 旨〕

- 1 本条は、公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、全部を非開示にすることなく、開示できる部分は開示すべきことを定めたものである。また、当該公文書のうち非開示情報を含むページについては、その写しにより開示することができることとしたものである。
- 2 開示請求に係る公文書に個人識別情報が記録されている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 非開示情報が記録されている場合の部分開示（1項）

7条及び本条1項の文言からすると、非開示とすべき基準あるいは分離できるかどうかは、各情報ごとに判断すべきものと解されるので、開示・非開示の判断は、公文書そのものを対象とするのではなく、文書中の内容を構成する個々の情報を対象とすべきである。

公文書に、非開示とすべき情報が記録されている場合でも、それ以外の情報が併せて記録されている場合には、本条1項の要件に該当する限り、部分開示すべきものである。

2 区分の容易性

「区分」とは、非開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、非開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容がわからないように黒塗り、被覆等を行い、公文書から物理的に除去することを意味する。

「容易に区分して除くことができる」とは、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを分離することが、物理的、技術的に困難でなく、また、時間、経費等から判断しても容易であると判断される場合をいうが、開示情報と非開示情報を容易に区分して除くことができない場合には、部分開示を行えなくてもやむを得ない。

たとえば、文章として記録されている内容そのものには非開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には、非開示情報が含まれていないとしても、声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

3 電磁的記録

電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題になる。たとえば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうち一部の発言内容のみに非開示情報が含まれてい

る場合や、録画されている映像中に非開示情報が含まれている場合などでは、非開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。

このように電磁的記録の場合には、開示情報と非開示情報の区分自体は容易であっても、両者の分離が技術的に困難な場合があり得るので、現に保有している電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）では非開示情報を「容易に区分して除く」ことができない場合は、部分開示義務はない。また、電磁的記録の場合には、紙の記録の場合と異なり、削除の箇所と分量が請求者に分からない形で削除がなされ得る。このことは、請求者が部分開示の是非を争うことを困難にすることから、電磁的記録の開示は、当分の間、以下の方法により開示を行うものとする。

(1) 電磁的記録の基本的な開示の方法

電磁的記録（動画又は音声を除く。）の開示は、当該電磁的記録を用紙に出力したものの（閲覧は白黒出力に限る。）の閲覧又は交付により行うことを基本的な開示の方法とする（施行規則9条1項）。

(2) 文書、図画及び写真の特例（電磁的記録で開示できる場合）

文書等が記録された電磁的記録（動画又は音声を除く。）は、①非開示情報がない、②開示に必要な電子計算機その他の機器及びプログラムが配備され、閲覧又は複写が技術的に容易であること、③情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがないこと等の一定の条件に該当するときに限り、電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの（以下「複写物」という。）の閲覧又は複写物の交付により、開示を行うことができる（施行規則9条2項）。

(3) 動画又は音声の場合

動画又は音声記録された電磁的記録の開示は、非開示情報がない等の一定の条件（上記(2)と同様）に該当するときに限り、複写物の視聴又は交付により、開示を行うことができる（施行規則9条3項）。

(4) 動画又は音声の特例（非開示情報がある場合）

動画又は音声記録された電磁的記録に非開示情報がある場合であっても、当該電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために必要な費用を開示請求者が前納する場合は、複写物から非開示情報が記録されている部分を区分して除いたものを視聴又はこれを複写したものの交付により、開示を行うことができる（施行規則9条4項）。

なお、動画又は音声の場合、開示請求者が非開示処理のための外注費用等を負担しないときは、用紙に出力し開示できる性質の記録ではないことから、部分開示義務はない（下記4を参照）。

4 プログラムの作成費用

20条（費用負担）2項は、「電磁的記録の開示を受けるものは、実施機関が別に定めるところにより、当該開示の実施に伴う費用を負担しなければならない。」としていることから、電磁的記録については、開示部分と非開示部分の分離が、現に保有しているプログラムでは容易に行えず、両者を分離するためのプログラムの作成に費用（外注費用等）を要する場合には、開示請求者の意向を確認の上、請求者がこの費用を前納するときは、部分開示を行うこ

とができる。前納しなければ、現に保有しているプログラムでは容易に区分して除くことができない場合に該当するため、部分開示義務はないことになる。

5 理由提示の義務

部分開示決定は、部分非開示決定でもあるから、非開示決定の部分につき、当然理由提示の義務がある（15条（理由付記等）を参照。）

また、請求対象文書の中に開示可能な情報が含まれているにもかかわらず、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができないため、開示を行わない場合には、「開示部分と非開示部分の分離が、現に保有している電子計算機その他の機器及びプログラムでは容易に行えず、両者を分離するためのプログラムの作成（又は専用機器の購入）に費用を要するため」等の理由を請求者に提示する義務がある。

6 大量の場合

紙の記録の場合、開示対象公文書が大量であると、開示情報と非開示情報を区分し、後者を墨塗するのに多大な時間と労力を要することがあり得るが、このことは、部分開示義務を免除する理由にはならない。ただし、実施機関は、当該公文書のうち非開示情報を含むページについては、その写しにより開示することができる。

なお、大量請求への対応等については、5条（開示請求権）、6条（公文書の開示の請求方法）、13条（開示決定等の期限）、14条（開示決定等の期限の特例）を参照。

7 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（2項）

(1) 開示請求に係る公文書に第7条第2号の情報…が記録されている場合

第1項の規定は、公文書に記録されている情報のうち、非開示情報ではない情報の記載部分の開示義務を規定しているが、ひとまとまりの非開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはならない。

「個人に関する情報」のうち、「特定の個人が識別され得るもの」（個人識別情報）は、通常、個人を識別させる部分（たとえば、氏名）とその他の部分（たとえば、当該個人の行動記録）から成り立っており、その全体が一つの非開示情報を構成するものである。他の非開示情報の類型は各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で非開示情報の大きさを捉えることができるのとは、その範囲の捉え方を異にするものである。

このため、1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として非開示となることから、氏名等の部分だけを除いて残りの部分を開示しても、個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときは、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

(2) 当該情報のうち、特定の個人が識別され得る…おそれがないと認められるとき

個人を識別させる要素を除去することにより、誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限って、部分開示の規定を適用することとしている。

たとえば、未発表の著作物、研究論文や研究計画等を実施機関の審議の参考のために提供したような場合、著作者等が誰かを識別できないとしても、公表前に第三者が入手して、そのアイデアを利用した著作物等を先に発表してしまえば、個人の権利利益が害

されることになるので、開示すべきではない。また、カルテ、反省文のように、個人の人格と密接に関係する情報については、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切でなく、個人識別性がない場合であっても、開示されることにはならないと考えられる。

しかし、場合によっては、カルテであっても特定個人が識別されないように配慮した上で、公にすべき場合もある。この部分の扱いは慎重さが求められる。

- (3) 当該部分を除いた部分は、…に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する

1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、7条2号に規定する非開示情報ではないものとして取り扱うことになる。「みなして」という表現から窺えるように、理論的には個人に関する情報であるが、個人に関する情報とは取り扱わないということである。したがって、他の非開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として非開示となることになる。

なお、個人を識別することができる要素は、7条2号イ、ロのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

第10条（公益上の理由による裁量的開示）

（公益上の理由による裁量的開示）

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

〔趣 旨〕

本条は、7条により開示が禁止される情報が公文書に記録されていても、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを明確にしたものである（7条1号に該当する法令秘情報を除く）。

〔解釈及び運用〕

1 公益上特に必要があると認めるとき

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、7条各号の非開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度な行政的判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

7条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、7条の規定を適用した場合に非開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

7条は、「実施機関は、…非開示情報が記録されている場合を除き、…開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定しており、非開示情報が記録されている場合に、開示が禁止されるのか、裁量的開示が可能なのかについては明示していない。しかし、7条各号は、2号ロ及び3号ただし書のように、公益上の義務的開示を規定していたり、5号の「不当」、6号の「適正」の要件の判断において、開示することの公益を斟酌することとしている。したがって、このような利益衡量の結果、非開示による利益が開示による利益に優越すると判断されたものを、実施機関が恣意的に開示することは禁止されることになる。

しかし、7条の判断自体においては非開示とすることの必要性が認められる場合であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示による利益が非開示による利益に優越すると認められる場合があり得る。したがって、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行う余地を残したものである。

なお、公益上の理由による裁量的開示を行う場合には、適正手続きの保障の観点から、第三者に意見書提出の機会を与えることが義務付けられている（17条2項参照）。

2 個人識別情報への配慮

本条は、個人識別情報についても、裁量的開示を認めているが、個人の人格的な権利利益を侵害しないような慎重な配慮がなされることを前提としている。

したがって、本条による個人識別情報の裁量的開示を行うに際しては、「…個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされないことがないよう」（3条）格別の配慮しつつ、公益上きわめて特殊な例外的な場合には、非開示情報の性質と開示による公益を比較衡量し、判断することになる。

3 法令秘情報の特例

7条1号情報（法令秘情報）については、公益上の理由による裁量的開示の規定が適用で

きないことに留意する必要がある。

4 本条と7条4号、5号及び6号

7条4号、5号及び6号には公益上の理由による義務的開示の規定がないので、本条の裁量的開示は重要な意味を持つことになる。

第11条（公文書の存否に関する情報）

（公文書の存否に関する情報）

第11条 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を示さないで、当該公文書の開示をしないことができる。

〔趣 旨〕

開示請求に対する決定は、本来、請求文書を特定した上で、①不存在を理由とする非開示、②非開示情報該当性の判断に基づく開示・部分開示・非開示、③非開示情報について公益上の理由による裁量的開示、であることが原則である。しかし、例外的に開示請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることによって、非開示情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合がある。

本条は、この決定の枠組みの例外を定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 本条が適用される情報

公文書の存否自体を答えると非開示情報の規定の保護利益が害される可能性は、全ての非開示情報について存在する。例えば、特定の個人の病歴の情報（7条2号）、犯罪の内偵捜査に関する情報（7条4号）等の開示請求であれば、その開示請求に対し、当該公文書は存在するが非開示とする、又は当該公文書は存在しないと回答するだけで、非開示情報の保護利益が害されることとなる。また、開示請求が探索的になされた場合、例えば、先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（7条3号）、買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況の情報（7条5号）、特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（7条6号）等が開示請求された場合などは、公文書の存否に関する情報と開示請求に含まれる情報とが結合することにより、非開示又は不存在と回答するだけで、非開示情報の保護利益が害されることがある。

2 当該公文書の存否を示さないで、当該公文書の開示をしないことができる

上記1のような情報に対する開示請求があった場合に、開示請求に係る公文書に記録された情報を保護するため、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否できる規定を設ける必要性から本条は設けられている。ただし、公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、15条により処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられ、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような非開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。これは、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該公文書の存在を推測させることになるからである。

第12条（開示請求に対する措置）

（開示請求に対する措置）

第12条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が、請求に係る公文書の全部の開示をする旨であって、請求書の提出があった日に公文書の開示をするときは、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、実施機関は、開示請求に対して、開示又は非開示の決定（開示決定等）をしなければならないことを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 開示決定（1項）

開示決定（全部開示決定及び部分開示決定）するときは、開示の決定の内容、開示の実施に関する事項を、開示請求者に「書面により通知」することを規定したものである。これは、開示の決定の内容が行政処分であるため、審査請求及び行政事件訴訟の対象となることも考慮し、開示請求に係る事実関係を明らかにしておく必要があるため、「書面により通知」することとしている。

開示の決定の内容としては、全部開示か部分開示かの別（部分開示の場合には、開示する部分と開示しない部分との区別）が明らかにされている必要がある。また、審査請求の教示に加え、部分開示決定の場合には、開示しない部分の理由付記が必要となる。

開示の実施に関する事項（開示を実施する日時及び場所）について、実施機関は、開示請求者と電話等によりできる限り事前に調整した上で開示日時を通知することになるが、開示請求者と調整が取れない場合は、送付に要する期間等も考慮したうえで、適切な開示日時を通知することになる。また、開示場所は、開示請求に係る「公文書を保管している事務所の所在する場所」を通知することになる（18条2項及び4項）。

なお、決定は、1件の開示請求につき複数行う場合もあり得る。たとえば、開示請求に係る公文書が大量である場合や、開示請求に係る複数の公文書のうち一部については開示・非開示の審査に時間を要する場合には、先に審査の終了した公文書についてのみ先行して開示決定等を行うことも可能である。

2 即日開示（1項ただし書）

開示請求を受けた際、非開示情報を含まないことが明らかな公文書や既に公表された内容等の理由により、開示請求日に公文書の全部を開示するときは、書面による通知の作成及び交付を省略し、口頭により通知することができる（いわゆる即日開示）。

3 開示をしない旨の決定（2項）

「開示をしない旨の決定」には、非開示情報（7条各号）が記録されているために開示請求に係る公文書を開示しない場合、11条（公文書の存否に関する情報）の規定に該当する場合、開示請求に係る公文書が存在しない場合（本条2項）、その他の理由により、例えば、権利の濫用的請求である場合（5条2項）、請求が対象文書を特定しておらず不適法である

場合（6条1項2号）などがあるが、いずれも請求拒否の処分であり、拒否決定を書面で通知するとともに、理由付記及び審査請求の教示が必要となる。

このうち、理由付記（15条）については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると解されており、非開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が記録されているかを示すことになると考えられる。

また、開示請求の対象公文書に複数の非開示情報が記録されている場合や一の情報が複数の非開示情報に該当する場合には、それぞれについて理由付記が必要である。なお、非開示情報が多くかつ散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合には、理由付記の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて理由を記載することもあり得るものである。

4 処分性

開示決定（全部開示決定及び部分開示決定）のうち決定の内容、非開示情報該当による非開示決定、請求が不適法であることを理由とする非開示決定、存否応答拒否決定、文書不存在の決定等は、いずれも処分性を有する。

ただし、開示決定のうち、開示の実施に関する事項（開示を実施する日時及び場所）については、開示の日時・場所を通知する事実行為に過ぎず、県民の権利義務等に直接かつ具体的に法律上の影響を及ぼす行為ではないことから、行政処分に該当せず、行政不服審査法に基づく審査請求をすることはできない。

第13条（開示決定等の期限）

（開示決定等の期限）

第13条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、開示決定等の原則的期限と正当な理由があるときの延長期限及び延長の方法を定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 決定期間

開示請求に対しては、速やかに開示、部分開示又は非開示の決定がされるべきであるが、条例では、原則的な処理期限を、適法な開示請求が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日以内（1項）とし、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には、30日を限度として、その期限を延長することができる（2項）こととしている。

なお、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、又は災害その他やむを得ない理由のため、45日以内に開示請求に係る公文書の開示決定等ができない場合には、14条で分割による開示の方法を定めている。ただし、開示請求があつた日から起算して15日以内に、30日以内の延長（13条2項）か、特例延長（14条1項）のどちらかを選択する必要がある。

2 到達主義

開示請求は、三重県行政手続条例上の申請に該当するから、開示請求が実施機関の事務所に到達したときに審査義務が生ずることになる（三重県行政手続条例7条）。

なお、電子申請等により開示請求がされた場合は、開示請求書が県の電子計算機に備えられたファイルに記録された日をもって、開示請求書が到達した日になる（施行規則14条2項）。

3 期限

開示決定等の期限である15日以内とは、開示の実施までの期限ではなく、開示決定通知書を発送するまでの期限である。

期間の末日が、三重県の休日（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項に規定する三重県の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日））に当たる場合は、その翌日をもって期限とする（民法142条）。ただし、三重県の休日においても通常の執務態勢をとる場合は除くものとする。

なお、30日以内の延長（2項）の場合には、「三十日以内に限り延長することができる」という条文の「限り」という文言により、民法142条の適用を除外したものと解されることから、期間の末日が三重県の休日に当たる場合であっても、最大30日が限度であり、その翌日をもって期限とすることにはならないものである。

4 補正

「補正に要した日数」とは、実施機関が6条3項の規定により補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を実施機関に提出するまでの期間を指す。この期間は、期間経過につき開示請求者に責があり、開示決定等の期間計算に含めることは適当ではない。

三重県行政手続条例6条の標準処理期間の解釈としても、形式上の要件に適合しない申請の補正に要する期間は念頭に置かれておらず、適法な申請の処理に要する期間のみを定めれば足りると解されるので、本規定は確認的なものと考えられる。

この補正は行政指導であるので、請求者にはこれに応じる義務はなく（行政手続条例30条1項）、また、請求者が補正に応じない旨の真摯かつ明示の意思表示をした後においては、補正を行っているという理由で決定期間の進行が停止するわけではない。

なお、開示請求書に形式上の不備があり、補正することができるものであるため相当の期間を定めて補正を求めたが、請求者が応じない場合には、拒否処分をすることも可能である。

5 延長期間内での再延長（2項）

2項は、30日以内の延長期間を定めている。30日以内であるから、延長が必要な場合、常に30日を延長するのではなく、必要最小限の範囲で延長することになる。当初、20日間の延長で足りると考え、その旨、請求者に通知したところ、20日間では処理できず、更に10日延長することも、合計の延長期間が30日以内であるので、2項には反しない。その場合には、改めて、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

6 事務処理上の困難その他正当な理由があるとき

「事務処理上の困難」とは、当該開示請求に対し15日以内に開示決定等を行うことが実施機関側の事情により困難であることを意味し、①開示請求に係る公文書の量の多少、②開示請求に係る公文書の開示・非開示の判断の難易、③当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量の外、実施機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況等も考慮して、当該開示請求の事務処理が困難になるか否かにより判断されるものである。

「その他正当な理由」とは、たとえば、第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、公文書に記録されている情報の量が大量であるため、第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合等が考えられる。

7 処分性

開示決定等の期間の延長は、開示請求から開示決定に至る一連の手続き中の行為であり、開示請求に対する処分を行う期限を延長する旨を通知する事実行為に過ぎず、県民の権利義務等に直接かつ具体的に法律上の影響を及ぼす行為ではないことから、行政処分に該当せず、行政不服審査法に基づく審査請求をすることはできない。なお、開示請求に係る不作為として審査請求を行うことは可能である。

第14条（開示決定等の期限の特例）

（開示決定等の期限の特例）

第14条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため又は災害その他やむを得ない理由のため、開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

2 前条第2項前段又は前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、前条第2項後段の規定を準用する。

〔趣 旨〕

開示請求に係る公文書が著しく大量である場合や大規模災害等の場合に、実施機関がそのすべてについて前条の定める期間内に開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずることは避ける必要がある。

そこで、本条で開示決定等の期限の特例を定め、開示請求の処理と他の事務・事業の遂行との適切な調和を図っている。

〔解釈及び運用〕

1 特例延長（1項）

本項を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。なお、開示請求があった日から起算して15日以内に、30日以内の延長（13条2項）又は特例延長（14条1項）のどちらかを選択しなければならない。

(1) 本項を適用する場合において、実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に、「特例延長の理由」並びに「45日以内に開示決定をする部分」及び「残りの公文書について開示決定等をする期限」を請求者に通知する。

(2) 開示請求のあった日から45日以内に、相当の部分について開示決定を行う。

(3) 相当の期間（(1)の通知においてその期限を示す）内に、残りの部分について開示決定等を行う。実施機関は、ある程度のまとまった公文書ごとに、早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

2 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため

「開示請求に係る公文書が著しく大量」かどうかは、1件の開示請求に係る公文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。

3 事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ

当該開示請求の処理を担当する部局（担当課等）が遂行すべき通常の事務に容認できな

い遅滞を来すことを意味する。

4 残りの公文書について開示決定等をする期限

「残りの公文書について開示決定等をする期限」とは、最終的に当該開示請求に係るすべての公文書についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。

本条の性質上、当該期限が比較的長期になる場合もあり得るため、予測し得ない事務の繁忙等その後の事情の変化により、当該期限を厳守できない場合が想定できないわけではない。しかしながら、特例規定を適用する場合には、開示請求者に処理の時期の見通しを通知する必要があるため、請求に係る公文書の量、内容に鑑みて合理的な期間を通知することになる。なお、処理期限の上限について、条例上特段の定めはない。

5 開示請求者への照会

45日以内に相当の部分につき開示決定等を行っても、開示請求に対する処分が終了したことにはならないが、請求者は、「相当の部分」の開示を受けて、「残りの公文書」の開示を求める必要がなくなる場合も考えられる。また、請求者が「残りの公文書」全部につき請求を取り下げない場合であっても、「相当の部分」の開示を受けて、「残りの公文書」の一部についてのみ開示を求めることも考えられる。したがって、「相当の部分」の開示を行った後、「残りの公文書」の開示が必要か否かについて、請求者に照会することも運用上考慮すべきである。

6 再延長（2項）

13条2項の延長中（30日以内）、14条1項の延長中（相当の期間）に、大規模災害等により再度相当の期間を延長するときは、再延長する期間と理由を請求者に通知することになる。

7 災害その他やむを得ない理由

災害その他やむを得ない理由とは、阪神淡路大震災や東日本大震災に類する大規模な自然災害の発生に伴う緊急を要する業務の処理や予測しえない突発的な事件事故の処理に要する業務の量が増大したような場合等をいう。なお、平成23年紀伊半島大水害（台風12号）に類する風水害の発生や高病原性鳥インフルエンザの発生等に代表される局地的な災害等の事象であっても、直接的に緊急かつ膨大な業務を処理することとなる担当課（所）にあつては、本項に該当し得る場合がある。

8 処分性

開示決定等の期間の延長は、開示請求から開示決定に至る一連の手続き中の行為であり、開示請求に対する処分を行う期限を延長する旨を通知する事実行為に過ぎず、県民の権利義務等に直接かつ具体的に法律上の影響を及ぼす行為ではないことから、行政処分に該当せず、行政不服審査法に基づく審査請求をすることはできない。なお、開示請求に係る不作為として審査請求を行うことは可能である。

第15条（理由付記等）

（理由付記等）

第15条 実施機関は、第12条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定を明らかにするとともに、当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記載しなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、公文書の全部又は一部を開示しない場合に、理由付記の必要性について定めるとともに、開示できる期日を示すことができる場合には、開示請求者にその期日を明示することを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 理由付記の意義等（1項）

12条は、同条1項ただし書（即日開示）を除き、書面によって決定を行うことを定めているが、本条は、決定の書面主義に加えて、書面に理由の付記が必要であること、また、その場合は、開示しない根拠規定及びこれを適用する理由を、請求者が明確に認識し得る程度に記載しなければならないことを定めたものである。

これは、実施機関の慎重かつ適正な判断を確保するとともに、開示請求者の審査請求等の便宜を配慮したものであるから、開示請求を拒否する処分を行う場合には、本条の趣旨に則し、拒否の理由を明確に付記しなければならない。また、非開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されているかを示すことになると考えられる。

なお、開示請求の対象公文書に複数の非開示情報が記録されている場合や一の情報が複数の非開示情報に該当する場合には、それぞれについて理由付記が必要である。非開示情報が多くかつ散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合には、理由付記の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて理由を記載することもあり得るものである。

2 最高裁判決

平成4年12月10日最高裁判決は、東京都が行った「本条例9条8号に該当」（とだけ記載）を理由とする非開示決定に対し、「…非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例9条各号（本県の条例7条各号に相当）所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例（旧東京都条例）7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」として、理由付記の不備により違法であるとした東京高裁判決（平成3年11月27日）を支持している。

3 開示しない理由がなくなる期日の明示（2項）

部分開示又は非開示の決定の理由となった当該情報について、時の経過、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変化等により、非開示等とする理由がなくなることが想定され、開示することができる期日をあらかじめ明示できる場合は、その期日を決定の書面に明記することになる。

ただし、開示することができる期日が到来するかどうか分からないもの、また、到来することは確実であっても期日が不確定なものは、これには当たらないものである。

なお、この期日の付記は、その公文書について当該期日に開示をする決定ではないので、開示請求者は、その期日の経過後に改めて公文書の開示請求を行わなければならない。

第16条（事案の移送）

（事案の移送）

第16条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第12条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、開示請求を受けた実施機関が、当該事案を他の実施機関に移送する場合の要件、手続、効果について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 開示の是非の判断

開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときには、当該公文書の開示の是非をよりよく判断し得るのは、一般的に、当該公文書を作成した実施機関であるということができる。また、当該公文書が他の実施機関の事務と重要な関連を有する情報に係るものであり、当該他の実施機関の方が開示の是非を適切に判断し得ることも考えられるので、実施機関は当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした（1項）。

2 処理期限、実施機関相互の調整

移送措置は、行政の内部的な問題であるから、処理期限は、当初の開示請求の時点から進行する。また、開示請求者に不利益が及ばないように、事案の移送は、実施機関相互の調整がされた場合に限り可能とするものであり、これが整わない場合は開示請求を受けた実施機関が処理することとなる。

3 移送をした実施機関の協力義務

本条が定めるのは事案の移送であって公文書自体の移送ではないから、事案が移送されても、当該公文書の原本は移送をした実施機関のもとに存在することもあり得る。そのような場合、請求者に閲覧させるためには、移送をした実施機関の協力が必要になる。そこで、3項は、この協力義務についても明示の規定を置いている。

第17条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第17条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第21条及び第22条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときに、当該第三者の権利利益を保護し開示の是非の判断の適正を期するために、開示決定等の前に第三者に対して意見書提出の機会を付与すること（1項、2項）、及び開示決定を行う場合に当該第三者が開示の実施前に開示決定を争う機会を保障するための措置（3項）について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 任意的な意見照会（第1項）

本項は、開示対象公文書に第三者に関する情報が記録され、開示・非開示の判断（7条2号又は3号に規定する非開示情報に該当するか否かの判断）が難しい場合に、実施機関がよりの確な判断を行うため、参考として第三者の意見を聴くことができる旨を定めたものである。

第三者に関する情報が記録されている公文書といっても、当該情報が既に公にされている場合、同種のケースについて非開示決定を行う取扱いが確立している場合、当該第三者が開示に反対しないことが明らかである場合など、第三者に意見提出の機会を与える必要がないものもあるので、本項では、意見書提出の機会を与えるかどうかは実施機関の判断に委ねている。したがって、開示・非開示の判断は、あくまでも当該第三者に関する情報が、7条2号又は3号に規定する非開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。

また、意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、単に開示に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、できる限り実施機関の開示・非開示の判断に資するような情報の提供が望まれる。

なお、開示・非開示の判断を行うにあたって、実施機関による資料の収集、意見の聴取等は、本項の規定によらず、任意に適宜の方法により行うことも可能であるが、本項による手続きを取った場合には、3項の適用がある。

2 開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項

「公文書の表示」とは、公文書を特定するに足りる事項を意味するものであり、通知の相手方である第三者に対し、意見書提出の機会の付与に係る公文書がどれであるかを当該第三者が判断できるように伝えることを意味する。また、「その他実施機関が別に定める事項」については、施行規則6条に定めがある。

3 1項の場合の通知方法

1項の場合には、意見聴取が義務づけられているわけではないので、実施機関から第三者への通知の方法は任意である。したがって、口頭で通知することも差し支えない。

他方、第三者による意見表明の方法は意見書の提出の機会の付与としている。これは、反対の意思表示がなされた場合、開示決定をするときに、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない(3項)ため、事実を明確にしておく必要があるからである。

4 第三者

本条にいう「第三者」は、一般的意味で用いられる「第三者」ではなく、「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの」である。

県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人が、本条の「第三者」から除かれているのは、私人と同様の手続的保障を図る必要性に乏しいことや、意見を聴く必要があるときは、適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。しかし、本条は適用されないが、事前の意見聴取の必要性自体を否定しているわけではなく、請求を受けた実施機関が、他の実施機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の事務に関連する情報を開示するか否かを判断するに際しては、必要に応じ、これらのものに事前の意見表明の機会を与える運用を行うとともに当該機関・団体の意見も一つの要素として判断することになる(国等の意見を聴くことは有意義ではあるが、開示・非開示の判断は、あくまでも当該情報が、7条5号又は6号に規定する非開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、国等の意向によって決まるものではない)。

「第三者」は、情報提供者に限らない。情報提供者が提出した文書に情報提供者以外のものに関する情報が含まれているときは、情報提供者以外のものも「第三者」として、本条の適用を受ける。また、第三者から提出された文書に限定されず、実施機関が自ら作成した文書に含まれる個人、法人等も「第三者」として本条の適用を受けることになる。

5 義務的な意見照会(第2項)

本項は、第三者に関する非開示情報として保護されるべきものが記録されている公文書を、公益上の義務的開示をする場合(7条2号ロ及び3号ただし書)及び公益上の理由による裁量的開示をする場合(10条)には、第三者の利益と公益との比較衡量の結果として開示をすることにより、当該第三者の権利利益が害されたとしても、優越する公益のため

の開示であるとして正当化されることになるが、適正手続きの保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けたものである。

6 2項の場合の通知方法

1項は、任意的意見聴取の規定であるため、口頭による通知も許容されるが、2項は、必要的意見聴取規定であるため、書面による通知としている。

なお、この場合、後日の紛争防止の観点から、配達証明等の方法によることになる。

7 第三者の所在が判明しない場合

第三者の所在が判明しない場合の規定が2項にのみ設けられているのは、1項の任意的意見聴取の場合には、意見を聴取しなくても問題が生じないのに対して、2項の必要的意見聴取の場合には、意見聴取をする義務が免除されることを明確にする必要があるからである。

第三者の所在が判明しない場合、公示送達をするのが一般的であるが、条例は公示送達を義務づけてはいないので、実施機関としては、少なくとも、商業登記簿等、公になっている記録について調査するなど合理的努力をする必要がある（最高裁昭和56年3月27日）。

第三者の所在が判明しない場合には意見聴取義務が免除されるが、第三者の所在が判明している限り、第三者が多数の場合であっても意見聴取義務は免除されない。この場合には、13条2項、14条で開示決定等の期限を延長して、個別に通知をすることになる。

8 第三者の反対意見書の性格（第3項）

第三者からの反対意見書は、参考意見としての性格を持つにとどまり、実施機関はそれに拘束されるものではない。開示・非開示の判断は、実施機関の責任において、7条2号（個人情報）・3号（法人情報）に該当するか否か、該当する場合は10条（公益上の理由による裁量的開示）の適用が可能か否か、を判断して行われる。

9 争訟の機会の保障

第三者が反対意見書を提出した場合でも、実施機関は、当該意見書に拘束されないので、開示決定をすることはあり得る。しかし、開示決定後、直ちに開示を実施することとなると、当該第三者は、事後に決定の違法を理由として損害賠償を求める以外に、対抗する術がない。そこで、3項は、開示の実施前に第三者が開示決定を争う機会を保障するために、開示決定の旨、その理由及び開示の期日を書面により通知しなければならないこと、また、開示決定と開示実施との間に少なくとも2週間を置かなければならないこととしている。

また、3項は、審査請求期間や出訴期間の特例を設けたものではないが、「少なくとも2週間」という期限設定は実質的に第三者の審査請求と出訴の期限を短縮する効果を持つ場合があることを含んでいる。これは、開示請求者の迅速な開示への期待との利益衡量に基づいて採られた立法政策の結果とみるべきである。

10 執行停止

第三者の権利保護と開示請求者の利益を考慮した結果、「開示決定に対する第三者からの審査請求があったときは、実施機関は、審査会の答申を受けるまで、開示を停止するものとする。」（21条3項）とされ、また、「審査会は、開示決定等に対する第三者からの審査請求に係る諮問があったときは、他の事件に優先して調査審議し、早期の答申に努めなければならない。」（三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成29年三重県条例第1号。以下「審査会条例」という。）10条）と規定されている。

第18条（開示の実施）

（開示の実施）

第18条 実施機関は、第12条第1項に規定する決定をしたときは、開示請求者に対し速やかに、当該決定に係る公文書の開示をしなければならない。

2 開示請求者は、第12条第1項に規定する通知により実施機関が指定した日時及び場所において、開示を受けなければならない。ただし、開示請求者が当該日時に開示を受けることができないことにつき正当な理由があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに開示請求者が開示を受けないとき、実施機関は、開示請求に係る公文書を開示したものとみなす。

4 第2項の場所は、実施機関が開示請求に係る公文書を保管している事務所の所在する場所とする。ただし、実施機関が開示場所を変更することが適当であると認めるときは、実施機関が指定する場所とすることができる。

5 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等での種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行う。ただし、視聴又は閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、前項ただし書の規定により開示場所を変更するとき、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

〔趣 旨〕

本条は、公文書の開示の実施の方法等について定めたものである。

2項及び3項は、開示が実施できない場合、公文書が一定の制約を受け続ける等、業務遂行に支障が生じることを避けるため、開示日時等を指定すること及び指定した日時をもって開示したとみなす規定を設けたものである。

また、4項は、条例は公文書の開示を原則としていることから、開示の実施にあたっては、文書管理等の点から、「当該公文書を保管している事務所の所在する場所」で行うことを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 開示義務

実施機関は、12条1項の規定により公文書を開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し公文書の速やかな開示義務のあることを定めたものである。

「速やかに」とは、開示決定の日から開示を実施するまでの期間について、送付に要する期間や開示請求者の都合等を勘案し「できるだけ早く」という意味である。

ただし、17条3項の規定による場合には、開示の決定と開示を実施する日との間に設ける期間について留意する必要がある。

2 開示日時

開示請求者は、12条1項の決定通知書であらかじめ指定した日時及び場所において、公文書の開示を受けることを定めたものである。

開示日時の指定に当たって、実施機関は、開示請求者と電話等によりできる限り事前に調整し、開示日時を具体的に指定することになるが、開示請求者と調整が取れない場合に

は、送付に要する期間等も考慮したうえで、適切な開示日時を指定することになる。

なお、開示請求者は正当な理由により開示を受けられない場合は、天災その他開示請求者の責に帰することができない理由がある場合を除き、指定した開示日時までに、開示日時の変更の申出を行わなければならない。実施機関はこの申出に正当な理由があると認めるときは、開示日時の変更を行うことになる（施行規則7条）。

「正当な理由」とは、一般的に、開示請求者の責に帰することができない理由（例：地震・暴風・落雷等の自然現象、火災・交通機関の途絶等人為による異常な災害等）又は開示を受けられないことがやむを得ないと認められる理由（例：急病、仕事の都合等）を指す。

前者の場合は、その理由の性質上、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内であれば事後の連絡もやむを得ない。また、後者の場合であっても、指定した開示日時までに、相当な理由があり開示を受けられない旨の連絡があった場合は、開示日時の変更が認められる。

3 みなし規定

開示請求者が、12条1項の決定を受けたにも関わらず「正当な理由」なく、指定した開示日時に当該開示を受けない場合は、開示したものとみなすことを定めたものである。

開示したものとみなした場合も、再請求を禁じるものではないが、正当な理由なく、同一の開示請求を何度も繰り返すことは、権利の濫用に当たると考えられる。

なお、本規定による「みなし」は、処分性を伴わない事実行為である。

4 開示場所

公文書の開示は、「閲覧（視聴）」又は「写しの交付」により行うものであるが、公文書の開示場所は、開示請求に係る「公文書を保管している事務所の所在する場所」となる。

(1) 閲覧（視聴）の場合〔閲覧（視聴）後、必要な部分の写しの交付を含む〕

公文書の開示場所は、本庁課で管理している公文書は「情報公開・個人情報総合窓口」となるが、本庁課での開示を妨げるものではない。また、地域機関等で管理している公文書は「当該地域機関等の所在する場所」となる（公安委員会、警察本部長は別に定める。）。

ただし、開示場所を変更することについて、実施機関が、諸般の事情等を勘案し相当な理由があり適当と認めるときは、実施機関が指定する場所に変更することができる。

- ①開示請求者が身体障がい等により「公文書を保管している事務所の所在する場所」へ移動することが困難である場合
- ②「公文書を保管している事務所の所在する場所」に適当な開示場所がない場合
- ③その他開示場所の変更が必要と認めるに足る相当な理由がある場合

(2) 写しの交付のみの場合

①窓口での交付

写しを交付する場所は、本庁課で管理している公文書の写しについては「情報公開・個人情報総合窓口」又は「本庁課」、地域機関等で管理している公文書の写しについては「当該地域機関等の所在する場所」となる。

ただし、開示請求者の希望があれば、本庁課で管理している公文書の写しは、「当該本庁課が属する部局等が管轄する地域機関等（地域防災総合事務所又は地域活性化局が設置

された地域庁舎に、各部局等が管轄する地域機関等がない場合は、地域防災総合事務所又は地域活性化局)」でも交付のみ行うことができる。また、各地域機関等で管理している公文書の写しは、「情報公開・個人情報総合窓口」又は「当該地域機関等が属する部局等が管轄する地域機関等(地域防災総合事務所又は地域活性化局が設置された地域庁舎に、当該地域機関等が属する部局等が管轄する地域機関等がない場合は、地域防災総合事務所又は地域活性化局)」でも交付のみ行うことができる(公安委員会、警察本部長は別に定める。)

②送付による交付

公文書の写しを自宅等へ送付することも可能であるが、この場合は事前に開示請求者が複写費と送料を納付する必要がある(施行規則10条2項及び3項)。

5 閲覧(視聴)を写しにより実施する場合

公文書の開示は、上記4のとおり「閲覧(視聴)」又は「写しの交付」により行うものであるが、次の場合は、公文書の写しにより閲覧(視聴)を実施することができることを定めたものである。

(1) 4項ただし書の規定により、開示場所を変更するとき

「公文書を保管している事務所の所在する場所」以外で開示することについて、相当な理由があり適当であると実施機関が認め、開示場所を変更する場合をいう(上記4(1)①～③を参照)。

(2) 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき

公文書が貴重であったり、損傷が激しい等の理由により、これを閲覧等に供すると当該公文書の保存に支障がある場合等をいう。

(3) その他正当な理由があるとき

①開示請求に係る公文書が、事務又は事業に常用する必要がある台帳類等で、公文書を閲覧に供して開示することにより、日常業務の遂行に支障を生ずるおそれがあるとき

②公文書が他の事務又は事業の実施に必要なものとして現に使用されているとき

③情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがあるとき

④その他実施機関が公文書の写しをもって公文書の開示に代えることについて正当な理由があるとき

なお、上記の外に「非開示部分を含むページについては、写しにより開示することができる(9条)」ことにも留意する。

6 公文書の写しの作成

公文書の写しを交付する場合の写しの作成は、非開示情報が記録されている部分を除き、対象公文書があるがままの形で複写することにより行うものであるが、原寸で複写するものとし、拡大・縮小等の加工又は複数頁の合成・編集等を行わない。ただし、あるがままの形で複写し難い相当な理由があると知事が認める場合(例：B5判の公文書をA4判の用紙を用いて写しを作成する場合等)は、この限りではない。

なお、写しの交付は、1通の公文書につき写しは1通に限られる(施行規則8条)。

7 電磁的記録

電磁的記録の開示については、用紙に出力したものの閲覧、ディスプレイでの視聴又は閲覧、CD等へ複写したものの交付等の種々の形態が考えられるところであるが、開示に必要

な情報機器の配備状況を考慮する必要があるほか、個人情報等の保護や部分開示への対応等、開示のために特別の処理を必要とする場合もあること、及び情報セキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討等、技術上・体制整備上等の問題に適切に対応する必要がある。

ところで、電磁的記録の場合には、開示情報と非開示情報の区分自体は容易であっても、両者の分離が技術的に困難な場合があり得るので、現に保有している電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）では非開示情報を「容易に区分して除く」ことができない場合は、部分開示義務はない。また、電磁的記録の場合には、紙の記録の場合と異なり、削除の箇所と分量が請求者に分からない形で削除がなされ得る。このことは、請求者が部分開示の是非を争うことを困難にすることから、電磁的記録の開示は、当分の間、以下の方法により開示を行うものとする。

(1) 電磁的記録の基本的な開示の方法

電磁的記録（動画又は音声を除く。）の開示は、当該電磁的記録を用紙に出力したものの（閲覧は白黒出力に限る。）の閲覧又は交付により行うことを基本的な開示の方法とする（施行規則9条1項）。

(2) 文書、図画及び写真の特例（電磁的記録で開示できる場合）

文書等が記録された電磁的記録（動画又は音声を除く。）は、①非開示情報がない、②開示に必要な電子計算機その他の機器及びプログラムが配備され、閲覧又は複写が技術的に容易であること、③情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがないこと等の一定の条件に該当するときに限り、電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの（以下「複写物」という。）の閲覧又は複写物の交付により、開示を行うことができる（施行規則9条2項）。

(3) 動画又は音声の場合

動画又は音声記録された電磁的記録の開示は、非開示情報がない等の一定の条件（上記(2)と同様）に該当するときに限り、複写物の視聴又は交付により、開示を行うことができる（施行規則9条3項）。

(4) 動画又は音声の特例（非開示情報がある場合）

動画又は音声記録された電磁的記録に非開示情報がある場合であっても、当該電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために必要な費用を開示請求者が前納する場合は、複写物から非開示情報が記録されている部分を区分して除いたものを視聴又はこれを複写したものの交付により、開示を行うことができる（施行規則9条4項）。

なお、動画又は音声の場合、開示請求者が非開示処理のための外注費用等を負担しないときは、用紙に出力し開示できる性質の記録ではないことから、部分開示義務はない（条例9条1項）。

(5) 電磁的記録の写しの交付の方法

電磁的記録の写しの交付は、当該電磁的記録を知事が所有する電磁的記録媒体に複写し交付することにより行う（施行規則9条5項）。したがって、開示請求者が持参した電磁的記録媒体への複写や電子メールでの送付は行わない。

第19条（他の法令等による開示の実施との調整）

（他の法令等による開示の実施との調整）

第19条 実施機関は、法令、他の条例、規則、規程等（以下「法令等」という。）の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第5項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第5項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

〔趣 旨〕

本条は、他の法令等に公文書の開示についての規定が置かれている場合に、この条例による開示との関係をいかに調整するかについて定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 意義

個別法等が、国民に対して、一定の情報を公表、公示、縦覧等の手続によって提供する旨を定めたり、閲覧、謄本・抄本の交付等の手続によって開示する旨を定めたりしている場合は多い。行政機関情報公開法及び情報公開条例と、これらの一定の情報を特定の手続によって提供又は開示する旨を定める個々の法令とは、制度の目的や手続を異にするため、原則としては、行政機関情報公開法及び情報公開条例の規定と個別法の規定とが、それぞれ別個に適用されることになる。しかし、個別法等の規定により、何人にも公文書が情報公開条例に規定する開示の方法と同一の方法により開示することとされている場合には、情報公開条例を適用する必要性は乏しく、事務手続の錯綜を避ける必要があることから、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わないこととしている。

2 法令、他の条例、規則、規程等

行政機関情報公開法15条では、「他の法令の規定により」とされているが、県における住民参加の一環として設けられている公文書の閲覧及び縦覧は、法令だけでなく、環境アセスメント要綱、開発指導要綱等法令や条例以外のルールに根拠を置くものが多いことを考慮して、本条では「法令、他の条例、規則、規程等（以下「法令等」という。）の規定により」としている。

3 請求者の範囲の限定

法令等の規定が「何人にも」本条例と同一の方法で開示を認めている場合には、本条例による開示は行われぬ。例えば、何人にも例外なく閲覧を認める規定（道路法28条3項、都市公園法17条3項、下水道法23条3項など）があれば、本条例による開示は行われぬ。逆に言えば、何人にも開示する旨が規定されていない場合、例えば、利害関係を有する者（土地改良法施行令68条）のように開示請求権者が限定されている場合には、本条例が並行して適用されることになる。

4 閲覧のみについての定め

法令等の定める開示の方法が本条例の開示の方法と同一でない場合には、本条例が並行して適用される。例えば、道路法28条3項等は閲覧を認めるのみであるから、写しの交付につ

いては本条例が適用されることとなる。

5 閲覧等の期間の限定

法令等に開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限り、本条例による開示は行われぬ。しかし、当該期間の前後については、本条例の適用を受けることとなる。

6 理由による限定

法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき（1項ただし書）、例えば、「正当な理由」があればこれを拒否できる（河川法12条4項、海岸法24条2項など）という場合には、本条例が並行して適用になる。非開示の広狭が不明の場合は、本条例が適用されるという趣旨である。

7 対象文書の範囲の限定

法令等で閲覧等ができる公文書の範囲を限定している場合には、当該公文書については本条例による開示は行われぬが、範囲外の公文書については、本条例の適用を受けることとなる。

8 縦覧と閲覧

法令等の規定に定める開示の方法が縦覧（都市計画法17条1項など）であるときは、当該縦覧を閲覧とみなして1項の規定が適用される（2項）。これは縦覧も閲覧と実態が変わらないとみる立法である。なお、都市計画法の場合、公告の日から2週間は同法が適用され、都市計画法が縦覧されるが、この期間以外の場合には、本条例が適用されることとなる。

9 著作権法との調整措置

法律が国民に対して一定の情報を公にすることを禁止している場合には、一義的には7条1号（法令秘情報）が適用となるが、著作権については、著作権法と行政機関情報公開法及び情報公開条例との間で次の調整措置がとられている。

著作権法は、著作権について著作者のコントロール権を認めているため、実施機関が保有する第三者の著作物を著作者本人の許諾を得ず、行政機関情報公開法や情報公開条例によって開示しようとする場合、未公表著作物であるときは著作権法18条の定める公表権との関係が問題となり、また、写しの交付により開示しようとするときは、同法21条の複製権との関係が問題となる。

公表権との関係については、著作者が未公表の著作物を実施機関に提供した場合、開示決定時までには別段の意思表示をしない限り、情報公開条例に基づく開示に同意したものとみなすこととしている（著作権法18条3項3号）。

複製権との関係については、実施機関が情報公開条例18条5項に規定する方法（行政機関情報公開法14条1項に規定する方法以外のものを除く）により開示する場合であつて、開示に必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができるとしている（著作権法42条の2）。この場合の著作物の写しの交付は、1人につき1部が限度と解されている。なお、開示のために作成された複製物を他の目的で使用することは認められない。（著作権法49条）

以上、いずれの調整措置も、情報公開条例の規定に基づき実施機関が公文書の開示を行う場合に限つてのものであるので、開示を受けた開示請求者が公文書を利用するに当たっては、著作権法の規定に従つた利用をしなければならないことに留意しなければならない。

第20条（費用負担）

（費用負担）

第20条 公文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付を受けるものは、実施機関が別に定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 電磁的記録の開示を受けるものは、実施機関が別に定めるところにより、当該開示の実施に伴う費用を負担しなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、この条例に基づき公文書の写しの交付又は電磁的記録（電子的又は磁気的方式等で作成され保存されている公文書）の開示を受けるものは、公文書の写しの交付及び送付に要する費用、又はその他これに準ずるものに要する実費相当額及び特別な費用を要するとき等は、これを負担しなければならないことを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 費用負担の性格

開示請求者にその公平な負担を求める観点から、開示請求に対して請求手数料や閲覧手数料を徴収するという考え方もあるが、これを徴収せず、写しの交付を求められた場合や外注費用等が発生する場合に、その作成等に要する費用の負担を求めている。（施行規則10条）

なお、情報提供の場合に、新たに写しの交付を伴う場合の費用についても、開示請求に係る公文書の写しの交付と同様に、他の開示請求者や県民等との関係においても、受益に応じて負担を課すことが公平に叶うため、費用の負担を求めている。（施行規則12条）

2 費用負担の内容

公文書（電磁的記録を除く）の写しの交付に要する費用とは、公文書の複写に要する実費相当額及び公文書の写しの送付に要する費用をいう。

また、電磁的記録若しくは電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの閲覧又は視聴及び当該複写したものの交付については、電磁記録媒体等の実費相当額、送付に要する費用、及び電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用等のうち、請求内容に応じて必要な費用は、開示請求者に負担を求めることになる（施行規則10条）。

なお、電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除く必要がある場合に、被覆処理等に特別な費用（外注費用等）を要するときは、その費用を開示請求者が前納すれば、部分開示することになるが、前納しなければ、容易に区分して除くことができないため、部分開示義務はない（条例9条）。

(1) 写しの作成に要する費用として徴収する額は、複写機による写し1枚（A3判以内の大きさ）につき白黒10円、カラー40円とする。ただし、図画、フィルム等で業者委託の方法により複製する場合は、当該委託に要する費用（実費）である（施行規則10条1項別表）。

公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部である（施行規則8条4項）。

(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付等に要する費用は、電磁記録媒体等の実費相当額、被覆処理等の費用（外注費用等）である。

なお、閲覧のみであっても、被覆処理等の費用（外注費用等）が必要になる場合がある。

(3) 写しの送付に要する費用は、現金又は切手等により徴収する。

(4) 費用は、すべて前納である（施行規則10条）。

第20条の2（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第20条の2 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく審査請求をすることができる。

〔趣 旨〕

本条は、県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができることを、確認的に明らかにしたものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 地方独立行政法人に対する審査請求は、上級行政庁が存在しないため、当該地方独立行政法人に対して行うこととなる。
- 2 地方独立行政法人の開示決定等について、審査請求があった場合は、第21条の規定により三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになる。

第20条の3（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第20条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。ただし、第23条第1項の審査請求があったときにおいて、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成29年三重県条例第1号）第3条第1項に規定する三重県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しないとき（次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、この限りでない。

〔趣 旨〕

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について、行政不服審査法第9条第1項の審理員による審理手続に関する規定の適用除外とすることを、規定したものである。

〔解釈及び運用〕

1 審理員による審理手続

審査請求がされた行政庁は、審理手続を行う審理員を指名し、指名された審理員は、審査請求人に対し主張書面等の提出を求めるなどの審理手続を行うことと、行政不服審査法で規定された。

2 適用除外

行政不服審査法第9条第1項ただし書きの規定により、「条例に基づく処分」について、条例で特別の定めを設ける場合、審理員を指名しないことができる。

三重県情報公開・個人情報保護審査会は、条例に基づき設置されている弁護士や学識経験者等の第三者で構成されている、知事の附属機関である。審査会では審査請求人と処分庁の双方の主張を聴き、対象となった公文書を実際に見分（インカメラ審理）したうえで、開示決定等の妥当性について審議しており、審理員が行う審理手続と同等の審理を行ってきており、現在までの事例等の蓄積を活かした専門的で公正かつ適正な判断を行うことができるため、審理員を指名しないこととしている。

なお、議会においては、審査会への諮問は任意であるため、諮問を行わないときは、審理員を指名し審理手続を行うこととなる。

第21条（諮問等）

（諮問等）

第21条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。

- （1）審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - （2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 開示決定に対する第三者からの審査請求があったときは、実施機関は、審査会の答申を受けるまで、開示を停止するものとする。
- 4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 5 前項の場合において、当該裁決は、審査請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、実施機関が行った公文書の開示・部分開示・非開示等の決定又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の手続を定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 審査請求があったとき

「審査請求があったとき」（1項、3項）とは、非開示、部分開示又は開示等の決定を行った場合や開示請求に係る不作為の場合に請求者が審査請求を行ったときのほか、開示又は部分開示の決定について利害関係を有する第三者が審査請求を行ったときをいう（公文書の特定を争う場合には、開示決定に対しても、請求者が審査請求を行う場合があり得る）。

なお、不作為の審査請求の場合も、審査会への諮問を要することとしている。改正前の行政不服審査法が、事務処理の促進を求める制度であったのが、改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号）では、不作為が違法又は不当かにとどまらず、争訟の一回的解決のために、申請を認容すべきか否かの実態的判断を行うことが原則とされているからである（法第49条第3項）。

2 不適法

「審査請求が不適法であり、却下するとき」（1号）とは、行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項の規定により却下する場合をいい、このような場合においては、審査会の審議を経るまでもなく客観的に判断できるものであるため、実施機関は諮問を要しないこととしたものである。

本号に該当する事例としては、主に次のような場合がある。

（1）期間徒過

審査請求が審査請求期間（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内）の経過後にされたものであるとき（行政不服審査法18条1項）。

(2) 処分性の欠如

審査請求が処分性を伴わない事実行為（12条1項及び18条2項の日時及び場所、13条2項及び14条の開示決定等の期限、18条3項のみなし等）に対してなされたとき（行政不服審査法1条2項）。

(3) 対象外事項

審査請求をすることができない処分（行政不服審査法に基づく処分）についての審査請求であるとき（行政不服審査法8条1項12号）。

(4) 無資格者

審査請求適格のない者（利害関係のない者、訴訟上当事者適格が認められない団体、委任を受けていない（自称）代理人等）からの審査請求であるとき（行政不服審査法2条、10条及び行政不服審査法施行令3条）。

(5) 補正命令無回答

審査請求書の記載の不備等について補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき（行政不服審査法23条及び45条）。

3 議会の除外

1項本文で「（議会を除く。）」としていることについては、23条を参照。

4 弁明書の添付

行政不服審査法第29条第2項の規定により、審査庁（行政不服審査法第9条第3項の規定による審理員からの読み替え）が、処分庁等に対し、必ず弁明書の提出を求めることになったため、諮問時に弁明書の写しを添付させることを定めたものである。

5 執行停止

2項は第三者からの審査請求により、実施機関が、職権により開示の停止（執行停止）を行うことを義務づけている。

審査請求人が執行停止の申立てをしなくても、本項の規定により、審査請求が提起されると、審査会の答申を得て再決定するまで、実施機関は開示を停止しなければならないのである。

なお、本項は行政機関情報公開法には相当する規定がないが、第三者の権利保護のために設けられたものである。

6 答申と答申を受けた実施機関の判断

4項は、答申と答申を受けた実施機関の判断の関係について規定している。

審査会が第三者的な不服審査機関であるとの性格を考え、実施機関は審査会の答申を尊重すべきことが明記されている。

なお、実施機関が答申と異なる判断を行う場合には、答申内容の併記は勿論、答申と異なる判断理由の十分な提示が求められる。

7 期限

審査請求に対する「裁決は、審査請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。」（5項）こととされているので、審査会の答申が大幅に遅れる等、特別の事情がない限り、この期限を守るよう努めなければならない。

なお、期限の起算日は、三重県行政手続条例の趣旨に従って「審査請求書が実施機関の事務所に到達した日」に規定されている。

8 審査請求先

審査請求は、知事部局にあつては知事に、行政委員会等にあつては当該行政委員会等に対して行うものであるが、警察本部長がした処分に対する審査請求については、行政不服審査法の規定に基づき、公安委員会に対して審査請求を行うこととなる。

第22条（諮問をした旨の通知）

（諮問をした旨の通知）

第22条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

〔趣 旨〕

本条は、諮問をした実施機関に対し、審査会に諮問をした旨を審査請求人及び参加人のほか、参加人となりうるものが明白な利害関係者（開示請求者及び当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者等）に通知することを義務づけるものである。

〔解釈及び運用〕

1 本条の意義

本条は、諮問時期を明示するものではないが、諮問した旨の通知義務を諮問した実施機関に課すことで、諮問の遅滞がないよう促進する間接的な効果があり、不服申立手続に遅延が生じた場合に、審査会条例17条の規定（答申書の送付等）とともに、少なくとも諮問をした実施機関における諮問の遅延をチェックすることができる。

2 通知対象者

本条により通知すべき対象者は1号から3号までに掲げるものであるが、このうち1号の審査請求人には、①開示請求者本人のほか、②開示請求者への開示決定もしくは部分開示決定に対して、自己に関わる情報が記録されていることを理由に審査請求をした第三者が含まれることに留意する必要がある。

なお、第三者の範囲については17条参照。

3 参加人

参加人とは、行政不服審査法13条及び48条の規定により、申請に基づきもしくは職権で不服申立手続に参加する利害関係人であり、審査請求人と利害を一にするか、反対利害関係を有するか否かを問わない。

参加には、審査庁の許可を要する（行政不服審査法13条、9条）。

4 開示請求者

2号は、反対意見書を提出した第三者からの審査請求を想定した規定である。開示請求者に対してなされた開示決定（全部開示決定及び部分開示決定）に対して、自己に関する情報が記載されている第三者が当該決定に審査請求をした場合に、開示請求者に2号が適用され通知される。

なお、開示請求者が審査請求を行い、もしくは審査請求手続に参加していれば、本号ではなく、1号により通知される。

5 反対意見書を提出した第三者

3号は、開示請求者が非開示決定を不服として、その取消しを求めた場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである第三者に参加人として参加する機会を与えるこ

とを目的とするものである。

開示請求に係る公文書に、開示請求者以外の第三者情報が記録されている場合、17条により当該第三者には意見書を提出する機会が与えられるが、当該第三者が意見書を提出した場合に、開示請求者が非開示決定を受けて審査請求をしたときは、当該第三者は審査会に諮問がなされた旨の通知を3号により受けるというものである。

意見書を提出している場合でも、開示決定等に対して審査請求をしていたり、既に審査請求手続に参加している場合には1号により通知される。

なお、例えば、実施機関が第三者に意見書提出の機会を与えることなく非開示決定を行った場合のように、開示に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することも考えられるが、実施機関が当該第三者の存在を把握しているときは、行政不服審査法13条に基づき、当該第三者に参加人として参加する機会を与えることが適当であると考えられる。

第23条（議会からの諮問等）

（議会からの諮問等）

第23条 議会が行った開示決定等又は開示請求に係る不作為については審査請求があったときは、議会は、第21条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問することができる。

2 前項の規定により議会が諮問する場合においては、第21条第2項から第5項まで及び前条の規定を準用する。

〔趣 旨〕

本条は、議会の開示決定等に対する審査請求については、他の実施機関と異なり、

2 審査会の独立性審査会への諮問が任意であることを明確にしたものである。

〔解釈及び運用〕

1 知事と議会の相互抑制

知事と議会とはいずれも住民の直接選挙によって選ばれ、執行機関と議決機関としてそれぞれの立場において相互に抑制し、その均衡と調和の上で行政が執行されてゆくという地方自治法の枠組からすれば、議会が知事の附属機関である「…審査会に諮問しなければならない。」（21条1項）というのは、表現として適当でない。

議会が独自に審査会を持つことも考えられるが、知事の附属機関であるとはいうものの、審査会は独立した機関であるから、審査会に諮問できないこととする必要はない。そこで、本条は21条1項で「(議会を除く。…)」と規定されたことを受けて、審査会への諮問は議会の任意であることを明確にした上、諮問が可能である旨を定めたものである。

第24条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第24条 第17条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

〔趣 旨〕

本条は、審査請求に対する裁決と開示の実施日との間に少なくとも2週間を置くことなどにより、第三者が取消訴訟を提起する機会を保障しようとするものである。

〔解釈及び運用〕

1 第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

開示決定の取消しを求めて第三者が審査請求をした場合は、実施機関は21条3項の規定により開示を停止することとなるが、審査請求を却下又は棄却する裁決がなされて直ちに開示がされれば、開示決定に対する取消訴訟を提起する機会を失ってしまうことになる。したがって、裁決と開示の実施日との間に相当の期間を置く必要がある。

2 開示決定等を変更し、公文書を開示する旨の裁決

1と同様に、非開示決定が請求者によって争われ、非開示決定を変更し公文書を開示する旨の裁決がなされた場合においても、第三者に、開示の実施前に、開示する旨の裁決を争う機会を保障する必要があり、そのために、17条3項が準用されている。ただし、開示決定等に対する審査請求において、第三者が参加人となり、開示に反対の意思を表示している場合以外は、出訴の便宜を図るため、開示の実施を遅らせることを正当化する根拠は必ずしも十分とはいえない。すなわち、速やかな開示実施を求める審査請求人の立場も考慮すれば、開示の実施を遅らせることを正当化するためには、非開示決定に対する審査請求において、当該第三者が、参加人となって非開示決定を擁護していたことが必要という考えに立って、そのような場合に限り、17条3項を準用しているのである。

もっとも、非開示決定が審査請求により変更されることはないと考えて参加しなかったところ、非開示決定を変更し、当該公文書を開示する旨の裁決がなされ、それならば、出訴して当該裁決を争いたいと考える者もあり得る。しかし、出訴しても開示を阻止したいと思う第三者は、本条2号の規定を前提として、開示決定に対する審査請求に参加して当該公文書の開示に反対の意思を表示しておくべきということになる。

3 2週間の猶予

1号・2号の場合において17条3項が準用される結果、裁決と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないことになる（取消訴訟の出訴期間との関係は17条を参照）。

4 2号と17条3項との関係

2号は、開示決定等が裁決により変更された場合の規定であり、非開示決定が裁決により取り消された結果、原処分庁が行う開示決定については、17条3項が直接適用されることになる。

第25条（情報提供施策の推進）

（情報提供施策の推進）

第25条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供に関する施策の推進に努めるものとする。

2 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、県民が必要とする情報を的確に把握し、これを収集するよう努めるものとする。

〔趣 旨〕

本条は、情報提供施策の推進に関する実施機関の努力義務を定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 能動的な情報提供

公文書の開示制度は、情報公開制度の中で重要な役割を果たしているが、県民等の側が請求しない限り情報が開示されないこと、第一義的には請求者にしか開示されないこと、開示する情報について県が加工等を行うことができないので、開示される情報が県民等に分かりやすい形の情報であるとは限らないこと等の欠点も有している。

したがって、県民に対し説明する責務（説明責任）を全うするという観点からすれば、請求があった場合に開示するという受動的な情報提供に止まらず、能動的な情報提供を積極的に進めていく必要がある。

このことから、実施機関は、情報提供施策・情報公表義務制度・会議の公開制度を充実し、公文書開示制度と相いまって、総合的に情報提供を推進していく必要がある。

2 積極的な広報活動

実施機関は、報道機関への情報の提供及び広報誌その他の広報手段の充実を図り、広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

3 施設の充実

実施機関は、その作成又は取得に係る刊行物その他の資料であって、県民等の利用に供することが適当なものについて、閲覧等のための施設の充実、資料収集方法の確立及び目録の整備に努めるものとする。そのため、実施機関（担当課等）が作成又は取得等をした資料については、実施機関は当該施設に送付することなどにより、県として適正に管理及び保存を行ったうえで、その閲覧又は写しの交付を希望する県民等の利用に供することができるよう努める必要がある。たとえば、行政資料（三重県行政資料の収集管理に関する訓令別表第1に掲げる資料）については、実施機関（公安委員会、警察本部及び県が設立した地方独立行政法人を除く）は、情報公開・個人情報総合窓口を所管する情報公開課に送付することになる。

4 情報提供と写しの交付

県作成の刊行物、調査報告書及びパンフレット等で公表を目的として作成されたもの、並びに公表資料等の情報提供を行っているものについて、情報提供で対応できる場合は、担当室等において閲覧又は配布していること、当該実施機関のホームページに掲載していること等を案内することになる。ただし、当該実施機関のホームページに掲載している情報を用紙に出力したり、新たに写しの交付を伴う場合は、開示請求の場合と同様に受益に応じて負担を課すことが公平に叶うため、実費負担を求めることになる。（施行規則12条）

また、県が行う調査研究業務の成果については、必ずしも公表を目的としたものではない

が、県民や地域のためにも活用が求められていることから、個人情報や法人情報等保護が必要な情報を除き、可能な限り公表が行われることが望ましい。

第26条（情報公表義務制度）

（情報公表義務制度）

第26条 実施機関は、県民の県政への参加をより一層推進し、又は県民の福祉を向上させるために必要な情報については、積極的に公表しなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する公表のための制度の整備に努めるものとする。

〔趣 旨〕

本条は、情報公表義務制度について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

実施機関は、県民の県政への参加を一層推進し、県民の福祉を向上させるために必要な情報については、積極的に公表しなければならない。とりわけ、政策（意思）形成過程の情報や県民生活に重要な影響を与える情報は、開示請求を待たずに適時適切に提供されることが必要であるため、公表を義務づける情報公表義務制度を別に規定している（三重県の情報提供施策の推進に関する要綱）。

第27条（会議の公開）

（会議の公開）

第27条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令又は他の条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

〔趣 旨〕

審議会等の会議の公開については、平成11年7月1日から審議会等の会議の公開に関する指針により実施し、審議会の審議の状況等を県民に対し明らかにすることで、県政に対する県民の参加促進に努めてきたところであるが、本条は、審議会等の会議の重要性にかんがみ、開かれた県政の一層の推進と県政における透明性、公正性を更に向上させるため、会議の公開について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 情報提供施策の総合的推進の一環

実施機関に置かれる各種審議会のような附属機関等の行う会議は原則として公開されるべきことを、情報提供施策の総合的推進の一環として位置づけている。

2 附属機関

附属機関とは、地方自治法138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、調査等を行うために設置された機関をいう。

3 1号

1号は、非開示情報（7条）との均衡を図るため、会議の内容が7条に掲げられている非開示情報に該当する場合には、公開しないことができるとするものである。

4 2号

2号は、会議における公正又は円滑な運営を確保するため、審議事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合に限り適用されるものである。

第28条（公文書の管理）

（公文書の管理）

第28条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

〔趣 旨〕

本条は、公文書の管理についての実施機関の責務を定めたものである。

〔解釈及び運用〕

情報公開制度が適正に運用されるためには、その前提として、公文書の管理が適正に行われることが不可欠であり、その意味で情報公開と文書管理は「車の両輪」であるといえる。

このことから、1項では、実施機関が公文書を適正に管理することを、また、2項では、公文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けることを、義務づけている。

なお、行政機関情報公開法は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他行政文書の管理に関する必要な事項について政令で定め、その政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を各行政機関ごとに定めるものとされている（行政文書管理規則については、平成23年4月から施行されている「公文書等の管理に関する法律」第10条に行政文書管理規則に関する規定が置かれたことにより、その法律上の根拠を同法に有することとなった。）が、本条例では、「公文書の管理に関する必要な事項についての定め」の法形式を含め、それらは各実施機関の裁量に委ねられている。しかしながら、本条例に基づき開示請求を行おうとするものが、開示請求文書の特定にも利用することができるよう、情報公開への対応を念頭に置いたものとする必要がある。

第29条（制度の周知）

（制度の周知）

第29条 実施機関は、県民がこの条例を適正かつ有効に活用できるようにするため、この条例の目的、利用方法等について広く周知を図るよう努めるものとする。

〔趣 旨〕

本条は、情報公開制度の県民に対する周知についての実施機関の努力義務を定めたものである。

〔解釈及び運用〕

実施機関は、あらゆる機会をとらえて、この制度を県民に周知させるよう努めるものとする。

第30条（実施状況の公表）

（実施状況の公表）

第30条 知事は、毎年1回、各実施機関の公文書の開示についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、条例の実施状況の公表に関する知事の責務を定めたものである。

知事は条例の実施状況を把握するとともに、これを広く周知させることによって本条例の適正な利用及び情報公開制度の健全な発展を推進することを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 本条による実施状況の公表事項は、次のとおりである（施行規則13条）。

- (1) 請求件数
- (2) 公文書の開示に関する決定の状況
- (3) 審査請求の状況
- (4) その他必要な事項

2 公表事項の取りまとめ及び公表の時期

知事は、毎年度、各実施機関における前年度の実施状況を取りまとめて、三重県公報に登載することによって公表するものとする（施行規則13条）。

第31条（出資法人等の情報公開）

（出資法人等の情報公開）

第31条 法人その他の団体で県が出資その他財政支出等を行うもののうち、知事が別に定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、出資法人等に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

〔趣 旨〕

本条は、知事が指定する出資法人等自らが、条例の趣旨に沿った情報公開を行うよう努めるべきこと、さらに、知事は当該出資法人等の情報公開が一層推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるべきことを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 意義

出資法人等は県政の重要な一翼を担い、県民生活に広範な影響を与えるものであり、その情報は県民に対して公開される必要がある。このため、県からの財政的・人的支援が強い出資法人等の責務及び同法人に対する県の責務について明記している。

2 根拠

県が情報公開を推進する出資法人等については、別に知事が定めることが適当である。

なお、その際には、出資法人等を所管する実施機関の意見を尊重すべきである。

また、出資法人等の指導等は、地方自治法199条（監査権）、221条（予算の執行に関する長の調査権等）の規定等が根拠になるものである。

3 知事に指定された出資法人等

原則として県が25%以上を出資している法人が、1項の出資法人等として知事から指定されている（平成14年三重県告示第181号）。

4 救済措置

出資法人等の非開示決定等に対する救済制度として、審査会への諮問が可能である（審査会条例3条4項）。

第32条（指定管理者の情報公開）

（指定管理者の情報公開）

第32条 県が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行う指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

〔趣 旨〕

本条は、地方自治法244条の2第3項の規定に基づき県の公の施設の管理を行う指定管理者の情報公開について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 指定管理者は、県とは別個の独立した法人その他の団体であるが、県に代わって公の施設の管理を行うものであり、その保有する当該公の施設の管理に関する情報の公開を進めていく必要があることから、指定管理者制度の趣旨や指定管理者の自律性に配慮しつつ、指定管理者が自ら情報公開するよう定める一方、実施機関は、指定管理者が情報公開を進めるよう情報公開に関する規程の整備及び運用に対して指導、助言、支援することを定めたものである。

2 救済措置

指定管理者の非開示決定等に対する救済制度として、審査会への諮問が可能である（審査会条例3条4項）。

第33条（適用除外）

（適用除外）

第33条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例は適用しない。

〔趣 旨〕

本条は、行政機関情報公開法の適用が除外されている公文書については、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）で、行政機関情報公開法の適用を除外することが定められているのは、刑事訴訟法に規定する訴訟関係書類及び押収物、漁業法に規定する免許漁業原簿等であるが、個別の法令で自己完結的な閲覧・複写の制度が認められるものは、当該制度に委ねるといふ趣旨であり、いわば制度の棲み分けを図ったものである。

県においても、整備法で規定する公文書を有していることから、国の制度との整合性を考慮し、行政機関情報公開法が適用されない公文書については、条例の適用除外としている。

なお、整備法により行政機関情報公開法の適用除外となる主なものは、次のとおりである。

- （例）
- ・不動産登記法の登記簿等（整備法4条）
 - ・刑事訴訟法の訴訟に関する書類及び押収物（整備法7条）
 - ・商業登記法の登記簿等（整備法8条）
 - ・漁業法の免許漁業原簿（整備法12条）
 - ・種苗法の品種登録簿等（整備法13条）
 - ・鉱業法の鉱業原簿（整備法14条）

2 刑事訴訟法に規定する訴訟関係書類及び押収物について

刑事訴訟法53条の2が「訴訟に関する書類」を行政機関情報公開法の適用除外とした趣旨は、「訴訟に関する書類」については、①刑事司法手続きの一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する活動の適正さは、司法機関である裁判所により確保されるべきであること、②同法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続きによることとされるなど、これらの書類は、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続き等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることによるものとされている。

第34条（委任）

（委任）

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

〔趣 旨〕

本条は、この条例を実施するために必要な事項は、各実施機関がそれぞれ定めることとしたものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 「条例の施行に関し必要な事項」とは、条例を施行するための手続規定であって、公文書開示請求書、公文書開示決定通知書等の諸様式、開示の実施方法等をいう。
- 2 「実施機関が別に定める」とは、各実施機関がそれぞれ規則、規程等により規定することをいうが、各実施機関はそれぞれその権限を行使するものであるから、この条例の施行に関し必要な事項についても、それぞれ規定することが必要になる。その規定方式については、規則制定権がある実施機関では規則によることとし、その他の実施機関では規程等の方式によることとなる。

特に、公安委員会、警察本部長については、「情報公開・個人情報保護推進事務総合窓口」を独自に設けるなど、知事等他の実施機関とは別にその取扱いを定めるものである。

附則

附 則

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項中公安委員会及び警察本部長に関する部分の規定は、規則で定める日から施行する。（平成 13 年 1 月三重県規則第 11 号で、同 13 年 10 月 1 日から施行）
- 2 この条例は、議会が保有している公文書については、平成 9 年度以降に作成され、又は取得した公文書について適用する。
- 3 この条例の施行前にこの条例による改正前の三重県情報公開条例の規定によりされた処分、手続その他の行為はこの条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の三重県情報公開条例第 13 条第 2 項の規定により三重県情報公開審査会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日に、この条例第 28 条第 1 項の規定により審査会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、同条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 12 年 5 月 31 日までとする。

〔趣 旨〕

この条例の施行期日及びこの条例の施行に伴う所要の経過措置について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 公安委員会及び警察本部長における情報公開制度の運用開始時期

公安委員会及び警察本部長において情報公開制度を運用するためには、警察業務の特殊性、全国的な統一性・一体性の観点から、国の制度・運用との整合性等にも配慮することが必要と認められる。このことから、これらにおける施行期日については、行政機関情報公開法の施行日以後とすることを前提として、附則 1 項ただし書において、「…規則で定める日から施行する。」とし、平成 13 年 10 月 1 日から施行している。（平成 13 年三重県規則第 11 号）

2 条例の施行前に作成、取得した公文書の取扱い

県民に対し説明する責務を全うするという観点からは、公文書の作成・取得時期により、条例の適用が異なるのは合理的でないことから、この条例の施行日前に作成し、又は取得した公文書についても、この条例を適用することとしている。

なお、このことについて特に規定を設けていないのは、公文書の定義規定（2 条 2 項）により、この条例の施行日前に作成・取得された文書であっても、施行時点において、組織共用文書としての実質を備えた状態であれば、すべてが対象となることが明らかであるためである。

ただし、附則 2 項の規定により、議会が管理している公文書については、平成 9 年度以降に作成され、又は取得した公文書が対象となり、8 年度以前のもは対象にならない。

3 附則 3 項

附則 3 項は、改正前の条例の規定に基づいて実施機関が行った処分や開示請求等の行為は、この条例の規定に基づく行為とみなして同一に取扱うこととしたものである。したがって、例えば、条例の施行前に行われた開示請求に関し、開示の決定や開示の実施がこの条例の施行後となった場合においても、当該請求は、この条例に基づく開示請求とみなされることから、改めて、この条例の規定に基づき開示請求を行う必要はない。

附 則（平成 13 年 7 月 3 日三重県条例第 52 号）

この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 26 日三重県条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 14 年 10 月 11 日三重県条例第 55 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三重県情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 7 月 1 日三重県条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日三重県条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （1）第 1 条中三重県個人情報保護条例第 2 条第 2 号の改正規定（「教育委員会」の下に「、公安委員会、警察本部長」を加える部分を除く。）及び第 2 条中三重県情報公開条例第 2 条第 1 項の改正規定並びに附則第 8 項の規定 公布の日
 - （2）第 1 条中三重県個人情報保護条例第 2 条第 2 号の改正規定（「教育委員会」の下に「、公安委員会、警察本部長」を加える部分に限る。）及び第 2 条中三重県情報公開条例第 8 条の改正規定並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定 公布の日から起算して 1 年 4 月を超えない範囲内において規則で定める日（平成 18 年 2 月三重県規則第 11 号で、同 18 年 4 月 1 日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第 1 条の規定による改正後の三重県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、新条例第 7 条第 2 項第 7 号中「他の実施機関」とあるのは、「他の実施機関（公安委員会及び警察本部長を含む。）」とする。
- 3 この条例の施行の際現にされている第 1 条の規定による改正前の三重県個人情報保護条例第 14 条第 1 項若しくは第 2 項（第 27 条第 2 項又は第 32 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 27 条第 1 項又は第 32 条第 1 項若しくは第 2 項による請求については、なお従前の例による。
- 4 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の際現に公安委員会又は警察本部長が行っている新条例第 6 条第 1 項に規定する登録対象事務についての新条例第 6 条の規定の適用については、同条第 2 項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているも

のについては、三重県個人情報保護条例及び三重県情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年三重県条例第6号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後、遅滞なく」とする。

5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行前にされた第2条の規定による改正前の三重県情報公開条例第8条第1項の規定による開示請求については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（準備行為）

8 新条例第6条第4項第4号、第7条第2項第8号及び第3項第4号、第8条第1項第7号並びに第9条第3号の規定による三重県個人情報保護審査会への諮問は、この条例の施行前においても行うことができる。

（本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部改正）

9 本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例（平成14年三重県条例第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成17年6月28日三重県条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年7月4日三重県条例第45号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日三重県条例第54号）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の三重県情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の三重県情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後において県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものの施行日以後における改正後の三重県情報公開条例の規定の適用については、県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成25年3月29日三重県条例第28号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日三重県条例第63号）

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成29年3月28日三重県条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （1）第1条中三重県情報公開条例第17条第1項及び第37条第3項の改正規定 公布の日
 - （2）第1条中三重県情報公開条例第7条第2号の改正規定 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行の日
- 2 三重県情報公開審査会の委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。